

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する業務規程

Rev. 2.00

本規程が有効となる日付: 平成 22 年 7 月 23 日

株式会社 ザクタテクノロジーコーポレーション

本社: 〒224-0003
神奈川県横浜市都筑区中川中央 1-5-9
Tel 045-910-0880 Fax 045-910-0881

米沢試験センター: 〒992-1128
山形県米沢市八幡原 5-4149-7
Tel 0238-28-2880 Fax 0238-28-2888

改訂履歴

Rev.No	本規程が有効となる日付	内容	備考
1.00	平成 21 年 2 月 4 日	初版制定	
2.00	平成 22 年 7 月 23 日	<p>第 4 条 三 年未年始(12 月 28 日から 1 月 5 日)を(12 月 30 日から 1 月 4 日)に変更。 【四 技術基準適合証明の業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項】 技術基準適合証明の後に“等”を追記。 ・(審査結果の通知) 第 8 条 3 及び第 16 条 3 申込を受理した日から 7 日以内に行うを 10 日以内に変更。 ・(表示) 第 11 条“(表示)”の追記。 ・(認証の報告及び審査結果の公表) 第 17 条 四 電波の形式を電波の型式に変更。 2 項削除し、3 項を 2 項に繰り上げ。 ・附則(改正 平成 22 年 7 月 9 日) (施行期日) 第 1 条 この規程は、平成 22 年 7 月 23 日 から適用する。を追記。 ・別表第 1 号 書式改版。 ・別表第 2 号 技術基準適合証明業務申込同意書 第 8 条(責任制限) 4 項追加。 第 10 条(協議) 甲の欄追加。 ・別表第 8 号 3 工事設計認証番号 同番発行可能なカテゴリーに 18 カテゴリー追加 (1) 省令で定める記号及び当社の定める整理番号 (法第 38 条の 2 第 1 項第 1 号に定める特定無線設備)無線設備 1 カテゴリー追加及び誤記修正。 (2) 省令で定める記号及び当社の定める整理番号 (法第 38 条の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備)空港 MCA 削除及び無線設備 8 カテゴリー追加。 (3) 省令で定める記号及び当社の定める整理番号 (法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)無線設備 18 カテゴリー追加。 ・別表第 9 号 書式改版。 ・別表第 10 号 工事設計認証業務申込同意書 第 8 条(責任制限) 4 項追加。 第 10 条(協議) 甲の欄追加。 ・別表第 11 号 書式改版。 ・別表第 14 号 免許不要局 1 カテゴリー追加。 包括免許局 空港 MCA 削除 8 カテゴリー追加 その他無線局 18 カテゴリー追加。 ・別表第 14 号～17 号 誤記修正</p>	

【目的】

- 第1条** 本規程は、株式会社ザクタテクノロジーコーポレーション(以下「当社」という。)が電波法(昭和25年法律第131号、以下「法」という。)第38条の6第1項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明(以下「証明」という。)及び法第38条の24第1項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証(以下「認証」という。)を行うために必要な事項を定め、これをもって証明及び認証(以下「証明等」という。)の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 本規程は、ISO/IEC 17025(校正及び試験を行う試験所の能力に関する一般要求事項)に合致した当社の品質マニュアルを補足するものでもある。必要な場合は、当社の品質マニュアルを適用して当該業務を遂行する。

【一 登録に係る事業の区分】

(対象とする無線設備)

- 第2条** 当社が証明等を行う無線設備は、法第38条の2第1項第1号及び第2号並びに第3号に定める特定無線設備とする。

【二 技術基準適合証明の業務を行う時間及び休日に関する事項】

(業務時間)

- 第3条** 証明等の業務を行う時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(休日)

- 第4条** 証明等の業務の休日は、以下の通りとする。

- 一 土曜日、日曜日
- 二 祝祭日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)
- 三 年末年始(12月30日から1月4日)
- 四 夏季休暇(当社が定める8月の3日間(webに公開))

【三 技術基準適合証明の業務を行う事務所に関する事項】

(業務を行う事務所)

- 第5条** 証明等を行う場所(以下「事務所」という。)は、下記の通りとする。
- 株式会社ザクタテクノロジーコーポレーション
米沢試験センター
〒992-1128 山形県米沢市八幡原5-4149-7
- 2 上記以外の事務所として、必要に応じ他都道府県に事務所を置く場合がある。

【四 技術基準適合証明等の業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項】

(証明の申込み)

- 第6条** 証明を受けようとする者は、別表第1号の申込書及び別表第2号の同意書及び別表第3号に規定する書類及び資料(以下「証明の書類等」という。)並びに申込設備を提出するものとする。
- 2 当社は、前項に規定する証明の書類等及び申込設備が事務所に到達した場合は速やかに申込みを受理する(受理するとは、申込書及び書類について様式審査を行い、適合している場合に行う行為をいう)。
- 3 一つの申し込みに係る申込設備の数は、100台以下とする。

(審査)

- 第7条** 当社は、前条の申込を受理したときは、延滞なく証明員をして審査を行わせる。
- 2 審査は特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号、以下「証明等規則」という。)別表第1号に基づき、工事設計の審査、対比照合審査及び特性試験を行う。
- 3 第1項において、証明等規則別表第1号-(3)の規定の申込設備が提出されない場合にあっては、次の各号の書類により審査を行う。
- 一 申込設備の写真(特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記入したもの。以下同じ。)
 - 二 試験結果報告書(特性試験の結果を記載した書類で、ア、試験担当者及び責任者名、イ、試験実施年月日、ウ、試験実施場所、エ、試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関、オ、特定無線設備の名称、カ、試験項目及び試験結果、キ、試験の方法、及びその他の付随する情報を記載した書類をいう。以下同じ。)

- 4 前項第2号の試験結果報告書の記載事項が、次の各号に適合しているかの確認を行い、及び試験結果が適合しているかの確認を行うことで、特性試験に代え適合性の審査を実施する。
 - 一 法第24条の2第4項第2号の規定による較正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。
 - 二 証明等規則別表第1号一(3)に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。
 - 三 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げると同等の知識経験を有すると認めるものが試験を行ったものであること。
- 5 証明等規則第6条第3項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別表第4号に基づき、変更のあった部分に関し、第2項から前項までの審査及び特性試験を行う。
- 6 特性試験にあつては、申込台数により別表第5号に示す台数の抜き取りを実施し評価を行う。
なお、抜き取りにより評価を実施した結果、電気的特性のばらつきが大きいと認められる場合は、さらに同数の抜き取りを行うか全数に対し評価を行う。

(審査結果の通知)

- 第8条** 当社は、前条の審査の結果、当該申込設備について証明を行ったときには、別表第6号に定める様式の技術基準適合証明書をもって申込者に通知する。
- 2 前条の審査の結果、証明を拒否するときには、その旨の理由を付した別表第7号の文書をもって申込者に通知する。
 - 3 第1項及び第2項の通知は原則として申込を受理した日から10日(第4条で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - 一 手数料の収納が確認されなかったとき。
 - 二 証明の審査の過程で申込者に対し追加の書類の提出、又は申込設備の提出を求めたとき。
 - 三 第6条に規定する書類に不備があったとき。

(証明の報告及び審査結果の公表)

- 第9条** 当社は、前条第1項の証明を行ったときは、証明等規則第6条第4項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。
- 一 証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 証明を受けた特定無線設備の種別
 - 三 証明を受けた特製無線設備の型式又は名称
 - 四 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - 五 証明番号
 - 六 証明をした年月日
- 2 当社は前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に申込者の同意を得なければならない。

(申込の取り下げ)

- 第10条** 申込者は、申込の全部又は一部を取り下げることが出来る。
- 2 当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取り下げを求めることができる。
 - 一 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。
 - 二 第7条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
 - 三 第6条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置を取らなかったとき。

(表示)

- 第11条** 当社は、証明を行ったときは、別表第8号に定める表示を申込者に交付し、証明を行った設備の見やすい箇所に表示するものとする。

(証明事項の変更届出等)

第12条 証明を受けたものは、第9条第1項第1号に掲げる事項に変更(証明を受けた日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、証明等規則第6条第6項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

(不正な証明等についての報告)

第13条 当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- 一 証明を受けたものが不正な手段により証明を受けたこと。
- 二 証明員が法令に違反して証明の審査をしたこと。

(認証の申込)

第14条 認証を受けようとする者は、別表第9号の申込書及び別表第10号の同意書及び別表第3号に規定する書類及び資料(以下「認証の書類等」という。)並びに申込設備を提出するものとする。

2 当社は、前項の認証の書類等及び申込設備が、事務所に到達した場合は速やかに申込を受理する(受理するとは、申込書及び書類について様式審査を行い、適合している場合に行う行為をいう。)

3 当社は申込を受理した場合は、すみやかに受付処理を行い、別表第11号に定める様式の受付確認通知書を申込者に通知する。

(審査)

第15条 当社は、前条の申込を受理したときは、遅延なく証明員をして審査を行わせる。

2 審査は、証明等規則別表第3号の規定に基づき、工事設計の審査、対比照合審査、特性試験及び確認方法の審査を行う。

3 第1項において、証明等規則別表第3号二において準用する別表第1号一(3)の規定により申込設備が提出されない場合にあっては、次の各号の書類により審査を行う。

一 申込設備の写真(特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記入したもの。以下同じ。)

二 試験結果報告書(特性試験の結果を記載した書類で、ア、試験担当者名及び責任者名、イ、試験実施年月日、ウ、試験実施場所、エ、試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及びその他の付随する情報を記載した書類をいう。以下同じ。)

4 前項第2号の試験結果報告書の記載事項が、次の各号に適合しているかの確認を行い、及び試験結果が適合しているかの確認を行うことで、特性試験を代え適合性の審査を実施する。

一 法第24条の2第4項第2号の規定による較正等を受けた測定器を使用して特性試験をおこなったものであること。

二 証明等規則別表第3号二において準用する別表第1号一(3)に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。

三 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。

5 証明等規則第17条第3項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別表第4号に基づき、変更のあった部分に関し、第2項から前項までの審査及び特性試験を行う。

(審査結果の通知)

第16条 当社は、前条の審査の結果、当該申込設備について認証を行ったときには、別表第12号に定める様式の認証書をもって申込者に通知する。

2 前条の審査の結果、認証を拒否するときは、その旨の理由を付した別表13号の文書をもって申込者に通知する。

3 第1項及び第2項の通知は原則として申込を受理した日から10日(第4条で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

一 手数料の納付が確認されなかったとき。

二 認証の審査の過程で申込者に対し追加の書類の提出、又は申込設備の提出を求めたとき。

三 第14条に規定する書類に不備があったとき。

(認証の報告及び審査結果の公表)

第17条 当社は、前条第1項の認証を行ったときは、証明規則第17条第4項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。

- 一 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認証を受けた特定無線設備の種別
- 三 認証を受けた特定無線設備の型式又は名称
- 四 電波の型式、周波数及び空中線電力
- 五 認証番号
- 六 認証をした年月日

2 当社は事項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に申込者の同意を得なければならない。

(検査記録の作成等)

第18条 第16条第1項の認証を受けたもの(以下「認証取扱業者」という。)は、認証に係る確認の方法に従い、当該工事設計認証に基づく特定無線設備について検査を行い、証明等規則第19条に基づき次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から10年間保管しなければならない。

- 一 検査に係る工事設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を行った責任者の氏名
- 四 検査を行った特定無線設備の数量
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

2 前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(申込の取下げ)

第19条 申込者は、申込の全部又は一部を取り下げることが出来る。

- 2 当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることが出来る。
 - 一 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。
 - 二 第15条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
 - 三 第14条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

(表示)

第20条 認証取扱業者は、認証に基づく特定無線設備について法第38条の25の義務を履行したときは、証明等規則第20条に基づき当該特定無線設備の見やすい箇所に認証の表示を行うものとする。

2 前項の表示は、別表第8号(証明等規則様式第7号)に定めるとおりとする。

(認証事項の変更届出等)

第21条 認証を受けた者は、第17条第1項第1号及び第3号に掲げる事項に変更(認証に基づく特定無線設備について検査を最終に行った日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、証明等規則第17条第6項に基づき、遅延なく証明等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

(不正な認証等についての報告)

第22条 当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- 一 認証取扱業者が不正な手段により認証を受けたこと
- 二 証明員が法令に違反して認証の審査をしたこと
- 三 認証に基づく特定無線設備が技術基準に適合していないこと

【五 特性試験及び試験の一部委託等に関する事項】

(試験等)

第23条 当社は、申込が次の各号のいずれかに該当するときは、証明等の申込に係る特定無線設備について試験を行う。

- 一 証明規則第6条第1項もしくは同条第3項の規定に基づき特定無線設備の提出を受けたとき。
- 二 証明規則第17条第1項もしくは同条第3項の規定に基づき当該設計に基づく特定無線設備の提出を受けたとき。
- 2 試験員は、証明等規則別表第1号一(3)又は別表第3号二に準用される別表第1号一(3)の規定に基づき試験を実施し、試験結果報告書を作成し、証明員に報告する。
- 3 前項の試験結果報告書に記載する事項は次のとおりとする。
 - 一 試験担当者名及び責任者名
 - 二 試験実施年月日
 - 三 試験実施場所
 - 四 試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関
 - 五 特定無線設備の名称
 - 六 試験項目及び試験結果
 - 七 試験の方法
 - 八 その他の付随する情報

(試験の委託)

第24条 当社は、特定無線設備の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、証明規則第六条第二項の規程に基づき、当該受託者と事前に特定無線設備の試験業務に係る契約書をもって次の事項を取り決める。

- 一 受託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別
- 二 受託者が、法別表題三号の下欄に掲げる測定器であって、法第二十四条の二第四項第二号のいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月1日から起算して1年以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項
- 三 証明規則別表第一号に定める特性試験を、平成十六年総務省告示第88号と同じ、もしくは同等以上の方法によって試験が行われることの確認に関する事項
- 四 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項
- 五 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項
- 六 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項
- 七 その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保する為に必要な事項
- 2 特性試験業務を委託する受託者は、下記の事業者とする。

受託者の名称：株式会社ディーエスピーリサーチ
所在地：神戸市中央区港島南町一丁目四番地三
- 3 当社は前々項に掲げる事項の情報について公開請求があったときは、受託者にその旨を連絡した上で、当該事項について口頭による説明又は文書にて公開するものとする。
- 4 当社は、前項の請求に正当な理由が認められないときはこれを拒否することが出来る。

(測定器等の管理)

第25条 当社は、技術部において、試験が適正に実施されるよう、測定器等及び測定室の環境について管理する。

(測定器等の較正)

第26条 当社は、品質管理部において、試験に使用する測定器等について、法第24条の2第4項第2号のイからハで規定されるいずれかの方法により較正を一年周期で行う。

【六 手数料の額及びその収納の方法に関する事項】

(手数料の額及び収納方法)

(手数料の額等)

第27条 第6条の証明及び第14条の認証を受けようとする者が支払う手数料の額は、別表第14号に記載のとおりとする。

- 2 申込件数実績又は特別の事由により第1項の手数料の額を減額する場合の手数料の額は、別表第14号に記載のとおりとする。
- 3 特別な事由により第1項の手数料の額を増額する場合の手数料の額は、別表第14号に記載のとおりとする。
- 4 第1号から前号に定めのない手数料の額については、別表第14号に記載のとおりとする。

(手数料の収納の方法)

第28条 証明又は認証の申込の受理を行った場合の手数料の収納方法は、別表第14号に記載のとおりとする。**【七 証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項】**

(証明員の選任及び解任)

第29条 証明員の資格は、法別表第4に定めるところによる。

- 2 証明員の選任又は解任は当社 代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合でなければその意に反して解任することはできない。

- 一 証明員に休職を命じたとき
 - 二 証明員を解雇したとき
 - 三 証明員が退職したとき
 - 四 証明員が法及びこれに基づく命令に違反したとき
 - 五 証明員がその職務を遂行することが適任でないと判断されるとき
- 3 当社 代表取締役は、証明員が法及びこれに基づく命令又は当社の諸規定に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒を行うことができる。
 - 4 当社 代表取締役は証明員を選任し又は解任したときは、証明等規則第9条に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとする。

(証明員の配置)

第30条 証明員の配置は第5条に規定する事務所の所在地とする。

- 2 証明員の事務所への配置は1名以上とし、複数名となるように配置計画を立てる。

(証明員の職務遂行)

第31条 証明員は、証明又は認証の公共性及び重要性を自覚し、上司の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

- 2 当社は、証明員が過去2年間に証明等のあった特定無線設備の製造業者の役員又は従業員であったときは、当該申込に係る証明等の証明及び証明の業務に従事させてはならない。

【八 技術基準適合証明の業務に関する秘密の保持に関する事項】

(秘密の保持)

第32条 役員、証明員、従業者及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。**【九 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項】**

(帳簿等の管理)

第33条 法第38条の12に規定する帳簿の記載内容は証明等規則第13条第1項に規定する内容とし、帳簿は技術部長が管理するものとする。

(帳簿の種類及び保存期間)

第 34 条 帳簿及び書類(以下「帳簿等」という。)の種類及び保存期間は次のとおりとし、帳簿等の管理については、下記に定めた管理者により行われるものとする。))

一	証明等規則第 13 条に定める帳簿	10 年	技術部長
二	証明等規則第 21 条に準用される証明等規則第 13 条に定める帳簿	10 年	技術部長
三	申込書及び同意書	10 年	技術部長
四	試験結果通知書	10 年	技術部長
五	測定器等管理簿	10 年	品質管理部長
六	測定器較正管理簿	10 年	品質管理部長
七	拒否及び取り消し通知書	10 年	技術部長
2	前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。		

(帳簿等の保管方法)

第 35 条 帳簿等は、管理が適切に行うことの出来る専用の場所で保管を行う。また、電磁的記録により作成された帳簿等は、電磁的記録により保管する。

【十 財務諸表の備付け及び閲覧の方法に関する事項】

(会計帳簿)

第 36 条 当社は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。但し、収入については、証明及び証明の業務によるものと、それ以外の業務によるものとにこれを区分の上整理する。

2 前項の会計帳簿及びその会計に関する書類の保存期間は、10 年とする。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第 37 条 当社は、次の各号に掲げる資料を備え付けるものとする。

- 一 事業報告
 - 二 損益計算書
 - 三 貸借対照表
 - 四 固定資産台帳
- 2 当社は、法第 38 条の 11 第 2 項に規定する者からの請求により、同法同項の規定に従い前項の資料を閲覧に供するものとする。
- 3 前項の請求に合理的な理由が見出すことが出来ない場合、当社はこの請求を拒否することがある。

【十一 その他技術適合証明の業務の実施に関し必要な事項】

(証明、認証業務の基本方針)

第 38 条 証明、認証業務の執行にあたり、以下に掲げるところによる。

- 一 全ての申込者に対し公正な取扱を行うこと。
- 二 審査は、法、証明規則、設備規則、施行規則、及び関連告示等に基づき行う。
- 三 証明、認証業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をホームページ等で公開する。
- 四 役員、証明員、従業員及びその職にあった者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則(初期制定)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 21 年 2 月 4 日 以降に当社が受理を行った申込から適用する。

附則(改正 平成 22 年 7 月 9 日)

(施行期日)

第2条 この規程は、平成 22 年 7 月 23 日 から適用する。

別表第2号

技術基準適合証明業務申込同意書

株式会社ザクタテクノロジーコーポレーションを甲とし、電波法第38条の6に規定する技術基準適合証明の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により技術基準適合証明業務の申込に関し同意します。

- 第1条 (適用)
本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する技術基準適合証明(以下「証明」という)の業務に適用するものとします。
- 第2条 (本同意書の有効期限)
本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインを行った日から証明を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。
- 第3条 (技術基準適合証明申込書)
1 本同意書と同時に乙が提出する技術基準適合証明申込書(以下「申込書」という。)は申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。
2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅延なく甲に届出を行うものとします。
- 第4条 (技術基準適合証明申込書類)
1 乙が申込書と同時に甲に提出する技術基準適合証明申込書類(以下「申込書類」という。)の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとします。
2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとします。
- 第5条 (試験結果報告書)
1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。
2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。
- 第6条 (審査)
甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込を受理したときは、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。
- 第7条 (秘密保持)
1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財産、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負います。
2 甲は、甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、乙に事前にその旨を通知し、申込書類の内容を必要最小限の範囲内で総務省に開示することが出来るものとします。
3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインを行った日から1年間とします。ただしこの期間を書面通知により延長することを甲は拒まないものとします。
- 第8条 (責任制限)
1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。
2 甲が証明を行った後、乙が証明を受けた設備の回路、構成等に変更、追加または削除を行い、甲が証明の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。
3 甲が証明を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負いません。
4 申込設備は空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない(容易に改造することができない)構造であることを宣言します。但し、申込設備が証明規則第2条第1項19号、第2条第1項19号の2、第2条第1項19号の2の2、第2条第1項19号の2の3、第2条第1項19号の3、第2条第1項19号の3の2及び第2条第1項19号の11の無線設備に限る。
- 第9条 (管轄裁判所)
本同意書に関する訴訟については、横浜地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。
- 第10条 (協議)
本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結を証して乙が署名(記名)押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとします。

甲: 住所 〒224-0003 神奈川県横浜市都筑区中川中央 1-5-9
会社名 株式会社 ザクタテクノロジーコーポレーション 代表取締役社長 相川 史行
乙: 住所 〒
申込者 会社名:
氏名:
肩書:
日付: 平成 年 月 日

別表第3号

証明等の申込に係る提出書類及び資料

項番	必要な書類及び資料	証明	認証	内容又は摘要
1	事務委任届			申込者が申込に係る手続きを第三者に委任する場合の委任届
2	技術基準適合証明業務申込同意書			(別表第2号)
3	技術基準適合証明業務申込書			(別表第1号)
4	工事設計認証業務申込同意書			(別表第10号)
5	工事設計認証業務申込書			(別表第9号)
6	変更内容説明書			証明又は認証を受けた特定無線設備の変更の工事を行った内容及び電気的特性並びにその他必要な事項について記載したもの。
7	工事設計書			証明等規則別表第2号に係る様式及び書類並びに資料、工事設計の内容を説明するために必要となる資料及び事項を記載したもの。
8	確認方法書			申込設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る事項を記載した資料(証明等規則別第4号に該当)又は当社が同等と認める書類又は資料。
9	取扱説明書			操作及び保守の方法を記載したもの。
10	図面・写真等			特定無線設備を提出しない場合であって、その外観(寸法を記したもの)及び部品の配置を示したもの並びに認証の場合は認証の表示についてその方法及び寸法を記載したもの。
11	試験結果報告書			特定無線設備を提出しない場合であって、第7条第3項第2号または第15条第3項第2号で規定する内容が記載されているもの。
12	その他			審査の過程で参考となる事項を記載した資料。

4 空中線(レーダーに限る。)	周波数又は空中線電力に変更を来すこととならない場合に限る。	
5 指示器(レーダーに限る。)	電氣的性能に変更を来すこととならない場合に限る。	
6 付属装置 (1) 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送信装置識別装置等 (2) 多重端局装置、無線呼出用端局装置、模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメーター付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置 (3) その他の付随装置(警報装置、監視装置及び制御装置等)	増設(新たに追加する場合を含む。移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。 増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。いずれも副搬送周波数、最高変調周波数、若しくは偏移周波数に変更を来すこととならない場合又は通信路数(電話通信路以外の通信路の数にあっては、電話通信路に換算した数とする。)が増加することとならない場合に限る。 増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。	
7 その他 (1) 筐体 ア 機器本体の寸法及び形状 イ 機器本体の材質 ウ 機器本体と別筐体のもの	移動用又は携帯用のものにあつては、高さ、幅及び奥行きの和の比が10%までの場合に限る。 材質の強度及び機器の電氣的特性が同等以上の場合に限る。	外観図又は写真 材質の強度に係る書類、点検の結果を記載した書類 外観図又は写真

注 添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。

2 変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び証明及び認証の変更の申込書に添付する書類等

変更の工事に係る事項	条件	添付を要する書類等
<p>1 送受信装置</p> <p>(1) 技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する電波の型式及び周波数</p> <p>(2) 技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する空中線電力</p> <p>(3) 電子管、半導体製品、部品及び材料</p> <p>(4) 回路又はプログラム</p>	<p>回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。</p> <p>空中線電力を低下させる場合であって、回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。ただし、電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り替えることができるものを除く。</p> <p>電波の型式、周波数、空中線電力又は発信若しくは変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。</p> <p>発振又は変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。</p>	<p>工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証又は証明を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの</p>
<p>2 付随装置</p> <p>模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメーター付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置</p>	<p>副搬送周波数、最高変調周波数若しくは偏移周波数に変更を来すこととなる変更又は増設(新たに追加する場合を含む。)に限る。</p>	

注 添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。

別表第5号

技術基準適合証明の試験に係る抜き取り台数

申込台数	抜き取り台数
1 ~ 2	全数
3 ~ 25	2
26 ~ 50	3
51 ~ 90	5
91 ~ 100	8

別表第6号

技術基準適合証明書

証明を受けた者	
特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
製造番号	
証明番号	
証明をした年月日	
備考	

上記のとおり、電波法第38条の6第1項の規定に基づく技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

年 月 日

株式会社 ザクタテクノロジーコーポレーション

別表第7号

年 月 日

殿

株式会社 ザクタテクノロジーコーポレーション

技術基準適合証明拒否通知書

平成 年 月 日付申込に係る下記1の特定無線設備は、下記2の理由により技術基準適合証明を行うことを拒否しますので通知します。

記

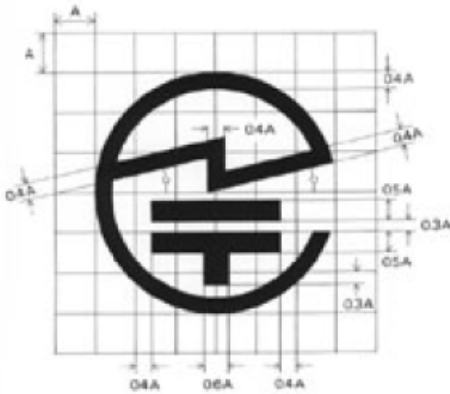
- 1 特定無線設備の内容
 - (1) 特定無線設備の種別
 - (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - (3) 型式又は名称
 - (4) 製造番号

- 2 拒否の理由

別表第 8 号

1 証明ラベルの様式

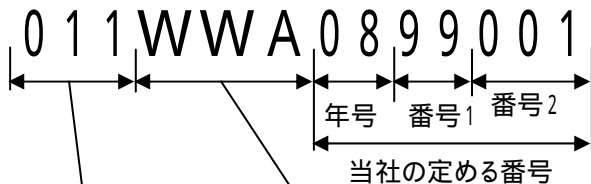
表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技術基準適合証明番号又は認証番号とする。



- (1) マークの大きさは、直径 5 ミリメートル以上であること。(ただし、体積が 100cc以下の無線設備であっては、直径3ミリメートル以上であること。)
- (2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
- (3) 技術基準適合証明番号又は認証番号は第2項又は第3項とおりであること。
- (4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- (5) 様式の表示に付加する記号はRであること。

2 技術基準適合証明番号

- (1) 技術基準適合証明の最初の番号の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す011とし、これに続く1又は2文字は無線設備の種別に従い、次表以降に定める省令で定める記号及び当社で定める整理記号とする。
- (2) 記号に続く番号は、当社が定める7桁の数字とする。最初の2文字は技術基準適合証明を受けた年号(西暦年数の10位以下の数字で2桁)とし、それに続く2桁の番号(番号1)は申請の通し番号とする。
- (3) (2)の2桁の番号(番号1)に続く3桁の番号(番号2)は、無線設備毎に異なる一連番号で001から100まで順を追って発行する。

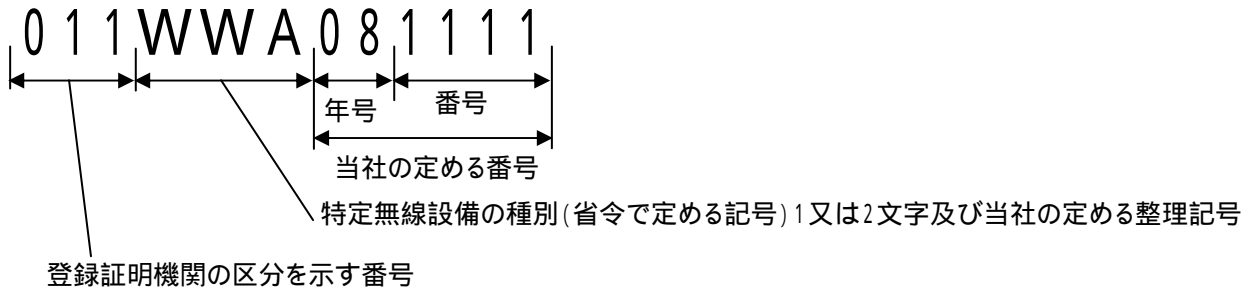


登録証明機関の区分を示す番号
 特定無線設備の種別(省令で定める記号)1又は2文字及び当社の定める整理記号
 年号
 番号1
 番号2
 当社の定める番号

3 工事設計認証番号

(1) 認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す011とし、これに続く1又は2文字は無線設備の種別に従い、次表以降に定める省令で定める記号及び当社で定める整理記号とする。

(2) 記号に続く番号は、当社が定める6桁の数字とする。最初の2文字は認証を受けた年号(西暦年数の10位以下の数字で2桁)とし、それに続く4桁の番号は、申込を受理した際に発行するランダムな番号とする。(注)



(3) 次の種別の特定無線設備については、次に掲げる条件の下、変更前の工事設計認証番号を発行することができる。

同番発行可能なカテゴリー(22カテゴリー):

- 証明規則第2条第1項第11号 (省令記号等 XZA)
 CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)
- 証明規則第2条第1項第11号の3 (省令記号等 XYA)
 W - CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)
- 証明規則第2条第1項第11号の4 (省令記号等 ZYA)
 CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)
- 証明規則第2条第1項第11号の7 (省令記号等 MWA)
 W - CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)
- 証明規則第2条第1項第11号の8 (省令記号等 NXA)
 CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)
- 証明規則第2条第1項第11号の11 (省令記号等 OWA)
 TD - CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)
- 証明規則第2条第1項第11号の12 (省令記号等 PWA)
 TD - SCDDMA方式携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第2条第1項第11号の15 (省令記号等 DUA)
 TD - OFDMA方式(次世代PHS)携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第2条第1項第11号の17 (省令記号等 FUA)
 TD - FDMA方式(MBTDD 6.25k)携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第2条第1項第11号の19 (省令記号等 HUA)
 SC - FDMA(FDD方式)(LTE - FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第2条第1項第11号の21 (省令記号等 JUA)
 SC - FDMA(TDD方式)(LTE - TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第2条第1項第11号の23 (省令記号等 LUA)
 OFDMA(FDD方式)(UMB - FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第2条第1項第11号の25 (省令記号等 NUA)
 OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用陸上移動局
- 証明規則第2条第1項第11号の26 (省令記号等 OUA)
 OFDMA(TDD方式)(UMB - TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局

- 証明規則第2条第1項第19号 (省令記号等 WWA)
 2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム
- 証明規則第2条第1項第19号の2 (省令記号等 GZA)
 2.4GHz帯小電力データ通信システム
- 証明規則第2条第1項第19号の3 (省令記号等 XWA)
 5GHz帯小電力データ通信システム
- 証明規則第2条第1項第19号の3の2 (省令記号等 YWA)
 5GHz帯屋外型小電力データ通信システム
- 証明規則第2条第1項第51号 (省令記号等 IVA)
 2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局
 (直交周波数分割多元接続方式、送信バースト長5ミリ秒)WiMAX用
- 証明規則第2条第1項第52号 (省令記号等 JVA)
 2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局
 (直交周波数分割多元接続方式、送信バースト長911.46マイクロ秒)MBTDD-W用
- 証明規則第2条第1項第54号 (省令記号等 LVA)
 2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局
 (時分割・直交周波数分割多元接続方式)次世代PHS用
- 証明規則第2条第1項第56号 (省令記号等 NVA)
 2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局
 (時分割・周波数分割多元接続方式)MBTDD 625k用

工事設計認証の条件

空中線の型式、構成又は利得のみを変更する申し込みに対してのみ適用(工事設計認証のみ)

(注) 認証の場合に申請を受理した際に発行するランダムな番号は、重複する工事設計認証番号とならないよう管理され発行される。

(1) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号(法第 38 条の 2 第 1 項第 1 号に定める特定無線設備)

無線設備の種別	証明規則第 2 条 第 1 項	記号			
		証明規則 様式第 7 号 に規定する 省令記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の 定める 整理 記号	
市民ラジオ	第 3 号	O		AA	
コードレス電話	第 7 号	L		AA	
特定小電力	第 8 号	Y	テレメーター用、テレコントロー ル用、データ伝送用	315MHz 帯 400MHz 帯 950MHz 帯 1200MHz 帯	UA WB VA XA
			無線呼出用		CA
			ラジオマイク用	70MHz D 型 300MHz C 型 800MHz B 型	FA DA EA
			無線電話用		GA
			医療用テレメーター用		HA
			体内植込型医療用データ伝送及び体内植込 型医療用遠隔計測		SA
			移動体 識別用	953MHz 帯	TA
				2400MHz 帯 (FH 方式のもの)	JA
				2400MHz 帯 (FH 方式以外)	JB
			国際輸送用データ伝送設備、国際輸送用デ ータ制御設備用		IA
			ミリ波レーダー		KA
			補聴援助用ラジオマイク		LA
			ミリ波画像伝送用、ミリ波データ伝送用		NA
			作業連絡用		OA
			移動体検知センサー	10GHz	QA
				24GHz	RA
			音声アシストシステム		PA
			動物検知通報システム用		YA
			小電力セキュリティ	第 13 号	AZ
2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム	第 19 号	WW		A	
2.4GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 2	GZ		A	
2.4GHz 帯小電力データ通信システム(屋外で 使用する模型飛行機の無線操縦用に限る)	第 19 号の 2 の 2	UV	周波数範囲: 2400MHz ~ 2483.5MHz	A	
2.4GHz 帯小電力データ通信システム(屋外で 使用する模型飛行機の無線操縦用に限る)	第 19 号の 2 の 3	VV	周波数範囲: 2471MHz ~ 2497MHz	A	
5GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 3	XW		A	
5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム	第 19 号の 3 の 2	YW		A	
準ミリ波帯小電力データ通信システム	第 19 号の 4	HX		A	
5GHz 帯無線アクセスシステム	第 19 号の 11	FV		A	
デジタルコードレス電話	第 21 号	IZ		A	
PHS 陸上移動局	第 22 号	JX		A	
狭域通信システム用陸上移動局	第 32 号	CY		A	
狭域通信システム用試験局	第 33 号の 2	FX		A	
超広帯域(UWB)無線システム	第 47 号	UW		B	
UWB レーダーシステム	第 47 号の 2	VU		A	

(2) 省令で定める記号及び当社の定める整理番号(法第 38 条の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備)

無線設備の種類別	証明規則第 2 条 第 1 項	記号		
		証明規則 様式第 7 号 に規定する 省令記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の 定める 整理記 号
MCA(陸上移動局)	第 1 号の 4	M	設備規則第 49 条の 7 本文に規定する無線設備(800MHz 帯の電波を使用するもの)	AA
			設備規則第 49 条の 7 本文に規定する無線設備(1400MHz 帯の電波を使用するもの)	BA
		N	設備規則第 49 条の 7 但し書きに規定する無線設備(800MHz 帯の電波を使用するもの)	AA
			設備規則第 49 条の 7 但し書きに規定する無線設備(1400MHz 帯の電波を使用するもの)	BA
Ku 帯 VSAT 地球局	第 9 号	V		AA
Ka 帯 VSAT 地球局	第 9 号の 2	SW		A
TDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	第 10 号	W		AA
			ブースタ対応機	ZA
CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号	XZ		A
W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 3	XY		A
CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 4	ZY		A
W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 7	MW		A
CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 8	NX		A
CDMA2000(EV-DO マルチキャリア)移動局	第 11 号の 8 の 2	XU		A
TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 11	OW		A
TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 12	PW		A
TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 15	DU		A
TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 17	FU		A
SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 19	HU		A
SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 21	JU		A
OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 23	LU		A
OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 25	NU		A
OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 26	OU		A
携帯移動衛星データ通信用地球局(対地静止) (オムニトラックス)	第 14 号	BZ		A
携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止) (オーブコム)	第 14 号の 2	AY		A
加入者系多方向用移動局	第 15 号の 2	LY		A
5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局	第 19 号の 9	DV		A
5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (0.2 マイクロワット以下)	第 19 号の 10	EV		A
1500MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)	第 20 号	HZ		A
800MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)	第 20 号の 2	VX		A
携帯移動衛星通信用地球局(対地静止) (N-STAR)	第 28 号	TZ		A
携帯移動衛星通信用地球局(非静止) (イリジウム)	第 28 号の 2	BY		A
インマルサット携帯移動地球局	第 30 号	VZ		A
ESV 携帯移動地球局	第 30 号の 2	LW		A

ルーラル加入者無線	第 31 号	WZ		A
60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	第 31 号の 3	DX		A
デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則 第 49 条の 15 の 2 第 1 項)	第 39 号	AW		A
航空移動衛星通信システム	第 46 号	HW		A
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用 陸上移動局(直交周波数分割多元接続方式、 送信バースト長 5 ミリ秒)WiMAX 用	第 51 号	IV		A
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用 陸上移動局(直交周波数分割多元接続方式、 送信バースト長 911.46 マイクロ秒)MBTDD-W 用	第 52 号	JV		A
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用 陸上移動局(時分割・直交周波数分割多元接続 方式)次世代 PHS 用	第 54 号	LV		A
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用 陸上移動局(時分割・周波数分割多元接続方式) MBTDD625k 用	第 56 号	NV		A

(3) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号(法第38条の2第1項第3号に定める特定無線設備)

無線設備の種類別	証明規則第2条第1項	記号		
		証明規則様式第7号に規定する省令記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定める整理番号
MCA(指令局)	第1号の4	M	設備規則第49条の7本文に規定する無線設備(800MHz帯の電波を使用するもの)	CA
			設備規則第49条の7本文に規定する無線設備(1400MHz帯の電波を使用するもの)	DA
		N	設備規則第49条の7但し書きに規定する無線設備(800MHz帯の電波を使用するもの)	CA
			設備規則第49条の7但し書きに規定する無線設備(1400MHz帯の電波を使用するもの)	DA
SSB	第1号の9	S		AA
デジタル	第1号の10	D		AA
F3E等	第1号の11	F	400MHz帯の周波数の電波を使用するもの	AA
			150MHz帯の周波数の電波を使用するもの	BA
			60MHz帯の周波数の電波を使用するもの	CA
			その他の周波数の電波を使用するもの	DA
特定ラジオマイク	第1号の12	B		AA
デジタル特定ラジオマイク	第1号の12の2	CU		BA
海上用DSB	第1号の13	OY		A
SSB	第1号の14	PY		A
F3E等	第1号の15	QY		A
無線標定	第2号	Q		AA
ラジオ・パイ	第2号の2	RY		A
気象援助局	第3号の2	SY		A
パーソナル	第4号	U		AA
簡易無線	第4号の2	TY	150MHz帯	A
小エリア簡易無線	第4号の3	OZ	(平成24年11月30日まで)	A
無線操縦用簡易無線	第4号の4	UY		A
簡易無線(デジタル方式)	第4号の5	SV	150MHz帯及び400MHz帯	A
簡易無線(デジタル方式、キャリアセンス機能を備えているものに限る)	第4号の6	TV	150MHz帯及び400MHz帯	A
950MHz帯簡易無線局	第4号の7	WU	移動体識別用	A
50GHz帯CR(簡易無線)	第5号	C		AA
構内無線	第6号	A	1200MHz帯の周波数の電波を使用するもの(テレメーター・テレコントロール・データ伝送用)	BA
			2450MHz帯の周波数の電波を使用するもの内、周波数ホッピング以外の方式のもの(移動体識別用)	DA
			950MHz帯の周波数の電波を使用するもの(設備規則第49条の9第1号二ただし書きに該当するもの)(移動体識別用)	FA
950MHz帯構内無線(キャリアセンス機能を備えているもの)	第6号の2	PV		A
2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式を用いるもの)	第6号の3	RV		A
TDMA方式携帯無線通信用基地局等	第10号の3	RZ		A
CDMA方式携帯無線通信用基地局等	第11号の2	YZ		A
CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第11号の2の2	WV		A
W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	第11号の5	AX		A
CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	第11号の6	BX		A
W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第11号の6の2	XV		A
CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第11号の6の3	ZV		A

W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 基地局等	第 11 号の 9	NW		A
CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 10	PX		A
W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 10 の 2	AU		A
CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 10 の 3	BU		A
TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 13	QW		A
TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 14	RW		A
TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 16	EU		A
TD-FDMA 方式(MBTDD625k)携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 18	GU		A
SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 20	IU		A
SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 22	KU		A
OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 24	MU		A
OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 27	PU		A
OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 28	QU		A
アマチュア無線	第 12 号	K		AA
加入者系多方向用基地局	第 15 号	KY		A
加入者系対向用移動局	第 15 号の 3	MY		A
テレメーター用等の固定局	第 16 号	DZ		A
非常警報用固定局	第 17 号	EZ		A
22GHz 帯固定局	第 18 号	FZ		A
5GHz 帯無線アクセスシステム基地局	第 19 号の 5	ZW		A
5GHz 帯無線アクセスシステム基地局(0.2 マイクロワット以下)	第 19 号の 6	AV		A
5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局	第 19 号の 7	BV		A
5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局(0.2 マイクロワット以下)	第 19 号の 8	CV		A
1500MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)	第 20 号	HZ		A
800MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)	第 20 号の 2	VX		A
PHS 基地局	第 23 号	KX		A
PHS 中継局	第 23 号の 2	LX		A
PHS 試験局等	第 23 号の 3	MX		A
38GHz 帯固定局	第 24 号	LZ		A
RZSSB	第 25 号	RN		A
周波数自動選択 RZSSB	第 25 号の 2	RO		A
周波数追従 RZSSB	第 25 号の 3	RP		A
狭帯域デジタル	第 25 号の 4	QV		A
周波数自動選択狭帯域デジタル	第 25 号の 5	DO		A
周波数追従狭帯域デジタル	第 25 号の 6	DP		A
車両感知用無線標定陸上局	第 26 号	NZ		A
道路交通情報ビーコン	第 27 号	PZ		A
設備規則第 48 条第 1 項のレーダー(第 3 種レーダー)	第 28 号の 3	VY		A
設備規則第 48 条第 4 項のレーダー(第 4 種レーダー)	第 29 号	UZ		A
60GHz 帯高速無線回線用基地局	第 31 号の 2	CX		A
60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局	第 31 号の 4	EX		A
狭域通信システム用基地局	第 33 号	DY		A
市町村デジタル防災無線通信用固定局	第 38 号	GX		A
デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項及び第 2 項)	第 40 号	BW		A

18GHz 帯基地局等(周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	第 41 号	CW		A
18GHz 帯陸上移動局(4 相位相変調方式)	第 42 号	DW		A
18GHz 帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度:6メガビット以上)	第 43 号	EW		A
18GHz 帯電気通信業務用固定局	第 44 号	FW		A
18GHz 帯公共業務用固定局	第 45 号	GW		A
1500MHz 帯電気通信業務用固定局	第 48 号	VW		A
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用基地局等(直交周波数分割多元接続方式、送信パースト長 5 ミリ秒) WiMAX 用	第 49 号	GV		A
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用基地局等(直交周波数分割多元接続方式、送信パースト 911.46 マイクロ秒) MBTDD-W 用	第 50 号	HV		A
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用基地局等(時分割・直交周波数分割多元接続方式) 次世代 PHS 用	第 53 号	KV		A
2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステム用基地局等(時分割・周波数分割多元接続方式) MBTDD625k 用	第 55 号	MV		A
地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルア	第 57 号	OV		A
地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルア(CATV 網等接続型)	第 57 号の 2	UU		A
簡易型船舶自動識別装置	第 58 号	RU		A
簡易型国際 VHF(25W 以下)	第 59 号	SU		A
簡易型国際 VHF(5W 以下)	第 60 号	TU		A

別表第10号

工事設計認証業務申込同意書

株式会社ザクタテクノロジーコーポレーションを甲とし、電波法第38条の24に規定する特定無線設備の工事設計についての認証の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により工事設計認証業務の申込に関し同意します。

第1条（適用）

本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する特定無線設備の工事設計認証（以下「認証」という）の業務に適用するものとします。

第2条（本同意書の有効期限）

本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインを行った日から認証を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任期限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。

第3条（工事設計認証申込書）

1 本同意書と同時に乙が提出する工事設計認証申込書（以下「申込書」という）は、申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。

2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅滞なく甲に届出を行うものとします。

第4条（工事設計認証申込書類）

1 乙が申込書と同時に甲に提出する工事設計認証申込書類（以下「申込書類」という）の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとします。

2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部又は全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることができるものとします。

第5条（試験結果報告書）

1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。

2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部又は全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。

第6条（審査）

甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときに、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。

第7条（秘密保持）

1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負います。

2 甲は、甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の内容を開示する必要性が生じた場合は、乙に事前にその旨を通知し、申込書類の内容を必要最小限の範囲内で総務省に開示することができるものとします。

3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印又はサインを行った日から1年間とします。ただしこの期間を書面通知により延長することを甲は拒まないものとします。

第8条（責任制限）

1 乙が甲に提出申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。

2 甲が認証を行った後、乙が認証を受けた設備の回数、構成等に変更、追加又は削除を行い、甲が認証の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。

3 甲が認証を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が認証を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負いません。

4 申込設備は空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない(容易に改造することができない)構造であることを宣言します。但し、申込設備が証明規則第2条第1項19号の2、第2条第1項19号の2の2、第2条第1項19号の2の3、第2条第1項19号の3、第2条第1項19号の3の2及び第2条第1項19号の11の無線設備に限る。

第9条（管轄裁判所）

本同意書に関する訴訟については、横浜地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。

第10条（協議）

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結の証として乙が署名(記名)押印した本同意書の原本を申込書に添えて甲に提出するものとします。

甲：住所 〒224-0003 神奈川県横浜市都筑区中川中央 1-5-9
会社名 株式会社 ザクタテクノロジーコーポレーション 代表取締役社長 相川 史行
乙：住所 〒
申込者 会社名：
氏名：
肩書：
日付：平成 年 月 日

別表第11号

株式会社 ザクタテクノロジーコーポレーション

受付確認通知書

下記の特定無線設備について、受け付けましたことを通知します。

申 込 者	
特定無線設備の種別	
型 式 又 は 名 称	
受 付 番 号	
通 知 年 月 日	平成 年 月 日
備 考	

本受付確認通知書は、申込書の受理を申込者に通知するものです。下記の場合、本通知書に関わらず、認証を行うことは出来ません。

また、受付番号は審査の過程において変更になる場合があります。

1. 当該申込に対し認証を拒否する場合
2. 申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、申込者に対し申込の取下げを求めた場合
 - ・ 申込の受理を行った日から30日以内に手数料の納付がなかったとき。
 - ・ 証明規則第17条の規定に基づく追加の書類又は設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
 - ・ 証明規則第17条の規定による書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

認証の通知は原則として申込を受理した日から10日(会社の定める休日の期間を除く)以内に行います。ただし、以下のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- ・ 手数料の収納が確認されなかったとき。
- ・ 審査の過程において追加の書類又は設備の提出を求めたとき。
- ・ 証明規則第17条の規定による書類に不備があったとき。

別表第12号

認 証 書

認 証 を 受 け た 者	
特 定 無 線 設 備 の 種 別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型 式 又 は 名 称	
認 証 番 号	
認 証 を し た 年 月 日	
備 考	

上記のとおり、電波法第 38 条の 24 第1項の規定に基づく認証を行ったものであることを証する。

年 月 日

株式会社 ザクタテクノロジーコーポレーション

別表第13号

年 月 日

殿

株式会社 ザクタテクノロジーコーポレーション

認証拒否通知書

平成 年 月 日付申込に係る下記1の工事設計は、下記2の理由により認証を行うことを拒否しますので通知します。

記

- 1 工事設計の内容
 - (1) 特定無線設備の種別
 - (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - (3) 型式又は名称

- 2 拒否の理由

別表第14号

技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

- 1. 特定無線設備の技術基準適合証明手数料
 - 1-1. 技術基準適合証明手数料(申込設備を提出する場合)(注1)
 - 1-1-1. 免許不要局(法第38条の2第1項第1号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称		証明手数料			
			証明手数料 (100台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 (1台あたり)	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第2条第1項第3号	市民ラジオ		66,000	190,000	95,000	20
第2条第1項第7号	コードレス電話 (注3)	(親機) (子機)		190,000	95,000	
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注2)	13GHz未滿 13GHz以上		190,000	95,000	
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ			450,000	225,000	
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム			190,000	95,000	
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム			190,000	95,000	
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,400~2,483.5MHz)			190,000	95,000	
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,471~2,497MHz)			190,000	95,000	
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム			190,000	95,000	
第2条第1項第19号の3の2	5GHz帯屋外型小電力データ通信システム			190,000	95,000	
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム			450,000	225,000	
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局			190,000	95,000	
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話 (注3)	(親機) (子機)		280,000	140,000	
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局			280,000	140,000	
第2条第1項第32号	狭域通信システム用陸上移動局			190,000	95,000	
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局			190,000	95,000	
第2条第1項第47号	超広帯域(UWB)無線システム			280,000	140,000	
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム			280,000	140,000	

注1: 技術基準適合証明の最大証明数は100台です。

手数料算定式:

適合証明手数料 = 証明手数料 + 無線設備のサンプル数分の特性試験料 + 証明台数分のラベル費用

注2: 13GHz以上: 『移動体検知センサー』、『ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送』、『ミリ波レーダー』が該当します。
 その他の設備は、13GHz未滿の無線設備となります。

注3: 『コードレス電話』又は『デジタルコードレス電話』の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

1-1-2. 包括免許局(法第 38 条の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 最初の 1 台目	特性試験 2 台目以降 (1 台あたり)	証明ラベル 費用 (1 枚あたり)
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(陸上移動局)	66,000	190,000	95,000	20
第 2 条第 1 項第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局		450,000	225,000	
第 2 条第 1 項第 9 号の 2	Ka 帯 VSAT 地球局		450,000	225,000	
第 2 条第 1 項第 10 号	TDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号	CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 3	W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 4	CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 7	W-CDMA (HSDPA) 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 8	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 8 の 2	CDMA2000 (EV-DO マルチキャリア) 移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 11	TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 12	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 15	TD-OFDMA (次世代 PHS) 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 17	TD-FDMA 方式 (MBTDD 625k) 携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 19	SC-FDMA (FDD 方式) (LTE-FDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 21	SC-FDMA (TDD 方式) (LTE-TDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 23	OFDMA (FDD 方式) (UMB-FDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 25	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 26	OFDMA (TDD 方式) (UMB-TDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 14 号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラックス)		450,000	225,000	
第 2 条第 1 項第 14 号の 2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オーブコム)		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 15 号の 2	加入者系多方向用移動局		450,000	225,000	
第 2 条第 1 項第 19 号の 9	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局		190,000	95,000	
第 2 条第 1 項第 19 号の 10	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (0.2 マイクロワット以下)		190,000	95,000	
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)		190,000	95,000	
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)		190,000	95,000	
第 2 条第 1 項第 28 号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止) (N-STAR)		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 28 号の 2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 30 号	インマルサット携帯移動地球局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 30 号の 2	ESV 携帯移動地球局		450,000	225,000	
第 2 条第 1 項第 31 号	ルーラル加入者無線		190,000	95,000	
第 2 条第 1 項第 31 号の 3	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局		450,000	225,000	
第 2 条第 1 項第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)	190,000	95,000		
第 2 条第 1 項第 46 号	航空移動衛星通信システム	280,000	140,000		

1-1-2. 続き 包括免許局(法第 38 条の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 最初の 1 台目	特性試験 2 台目以降 (1 台あたり)	証明ラベル 費用 (1 枚あたり)
第 2 条第 1 項第 51 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (WiMAX 用)	66,000	280,000	140,000	20
第 2 条第 1 項第 52 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (MBTDD-W 用)		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 54 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (次世代 PHS 用)		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項第 56 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (MBTDD 625k 用)		280,000	140,000	

1-1-3. その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 最初の 1 台目	特性試験 2 台目以降 (1 台あたり)	証明ラベル 費用 (1 枚あたり)
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(指令局)	66,000	220,000	110,000	20
第 2 条第 1 項第 1 号の 9	SSB		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 10	デジタル		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 11	F3E 等		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 12	特定ラジオマイク		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 12 の 2	デジタル特定ラジオマイク		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 13	海上用 DSB		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 14	SSB		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 15	F3E 等		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 2 号	無線標定		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 2 号の 2	ラジオ・バイ		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 3 号の 2	気象援助局		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 4 号	パーソナル		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 2	簡易無線		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 3	小エリア簡易無線		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 4	無線操縦用簡易無線		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 5	簡易無線(デジタル方式)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 6	簡易無線(デジタル方式,キャリアセンス機能あり)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 7	950MHz 帯簡易無線局(移動体識別用)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 5 号	50GHz 帯 CR(簡易無線)		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 6 号	構内無線		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 6 号の 2	950MHz 帯構内無線(キャリアセンス機能あり)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 6 号の 3	2450MHz 帯構内無線(周波数ホッピング方式)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 10 号の 3	TDMA 方式携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 2	CDMA 方式携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 2 の 2	CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 5	W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 6	CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 2	W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 3	CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 10	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 3	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 13	TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 14	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 16	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 18	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 20	SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 22	SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用基地局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 24	OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用基地局等	310,000	155,000		
第 2 条第 1 項第 11 号の 27	OFDMA(モバイル WIMAX)方式携帯無線通信用基地局等	310,000	155,000		
第 2 条第 1 項第 11 号の 28	OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用基地局等	310,000	155,000		

1-1-3. 続き その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 最初の 1 台目	特性試験 2 台目以降 (1 台あたり)	証明ラベル 費用 (1 枚あたり)
第 2 条第 1 項第 12 号	アマチュア無線	66,000	310,000	155,000	20
第 2 条第 1 項第 15 号	加入者系多方向用基地局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 15 号の 3	加入者系対向用移動局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 16 号	テレメーター用等の固定局		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 17 号	非常警報用固定局		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 18 号	22GHz 帯固定局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 19 号の 5	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 19 号の 6	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局 (0.2 マイクロワット以下)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 19 号の 7	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 19 号の 8	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 23 号	PHS 基地局		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 23 号の 2	PHS 中継局		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 23 号の 3	PHS 試験局等		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 24 号	38GHz 帯固定局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 25 号	RZSSB		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 25 号の 2	周波数自動選択 RZSSB		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 25 号の 3	周波数追従 RZSSB		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 25 号の 4	狭帯域デジタル		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 25 号の 5	周波数自動選択狭帯域デジタル		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 25 号の 6	周波数追従狭帯域デジタル		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 26 号	車両感知用無線標準陸上局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 27 号	道路交通情報ビーコン		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 28 号の 3	第 3 種レーダー		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 29 号	第 4 種レーダー		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 31 号の 2	60GHz 帯高速無線回線用基地局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 31 号の 4	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 33 号	狭域通信システム用基地局		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 40 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 41 号	18GHz 帯基地局等(周波数分割複信方式 又は時分割複信方式)		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 42 号	18GHz 帯陸上移動局(4 相位相変調方式)		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用固定局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 45 号	18GHz 帯公共業務用固定局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用固定局		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 49 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (WiMAX 用)		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 50 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD-W 用)		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 53 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (次世代 PHS 用)		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 55 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD 625k 用)		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 57 号の 2	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター (CATV 網等接続型)		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項第 58 号	簡易型船舶自動識別装置		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 59 号	簡易型国際 VHF (25W 以下)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 60 号	簡易型国際 VHF (5W 以下)		220,000	110,000	

1-2. 技術基準適合証明手数料(試験結果報告書を提出し、申込設備を提出しない場合)(注1)

1-2-1. 免許不要局(法第38条の2第1項第1号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称	証明手数料				
		証明手数料 (100台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価料 (1台あたり)	証明ラベル 費用 (1枚あたり)		
第2条第1項第3号	市民ラジオ	66,000	20,000	20		
第2条第1項第7号	コードレス電話 (注3)				(親機)	(子機)
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注2)				13GHz未満	13GHz以上
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ					
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,400~2,483.5MHz)					
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,471~2,497MHz)					
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の3の2	5GHz帯屋外型小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局					
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話 (注3)				(親機)	(子機)
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局					
第2条第1項第32号	狭域通信システム用陸上移動局					
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局					
第2条第1項第47号	超広帯域(UWB)無線システム					
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム					

注1: 技術基準適合証明の最大証明数は100台です。

手数料算定式:

適合証明手数料 = 証明手数料 + 無線設備のサンプル数分の特性試験料 + 証明台数分のラベル費用

注2: 13GHz以上:『移動体検知センサー』、『ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送』、『ミリ波レーダー』が該当します。その他の設備は、13GHz未満の無線設備となります。

注3: 『コードレス電話』又は『デジタルコードレス電話』の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

1-2-2. 包括免許局(法第 38 条の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料		
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価料 (1 台あたり)	証明ラベル 費用 (1 枚あたり)
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(陸上移動局)	66,000	20,000	20
第 2 条第 1 項第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局			
第 2 条第 1 項第 9 号の 2	Ka 帯 VSAT 地球局			
第 2 条第 1 項第 10 号	TDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号	CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 3	W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 4	CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 7	W-CDMA (HSDPA) 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 8	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 8 の 2	CDMA2000 (EV-DO マルチキャリア) 移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 11	TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 12	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 15	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS) 携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 17	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k) 携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 19	SC-FDMA (FDD 方式) (LTE-FDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 21	SC-FDMA (TDD 方式) (LTE-TDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 23	OFDMA (FDD 方式) (UMB-FDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 25	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 26	OFDMA (TDD 方式) (UMB-TDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 14 号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止)(オムニトラックス)			
第 2 条第 1 項第 14 号の 2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止)(オーブコム)			
第 2 条第 1 項第 15 号の 2	加入者系多方向用移動局			
第 2 条第 1 項第 19 号の 9	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 19 号の 10	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (0.2 マイクロワット以下)			
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)			
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)			
第 2 条第 1 項第 28 号	携帯移動衛星通信用地球局(対地静止) (N-STAR)			
第 2 条第 1 項第 28 号の 2	携帯移動衛星通信用地球局(非静止) (イリジウム)			
第 2 条第 1 項第 30 号	インマルサット携帯移動地球局			
第 2 条第 1 項第 30 号の 2	ESV 携帯移動地球局			
第 2 条第 1 項第 31 号	ルーラル加入者無線			
第 2 条第 1 項第 31 号の 3	60GHz 帯高速無線回路用多方向陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)			
第 2 条第 1 項第 46 号	航空移動衛星通信システム			
第 2 条第 1 項第 51 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (WiMAX 用)			
第 2 条第 1 項第 52 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (MBTDD-W 用)			
第 2 条第 1 項第 54 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (次世代 PHS 用)			
第 2 条第 1 項第 56 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (MBTDD 625k 用)			

1-2-3. その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料		
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価料 (1 台あたり)	証明ラベル 費用 (1 枚あたり)
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(指令局)	66,000	20,000	20
第 2 条第 1 項第 1 号の 9	SSB			
第 2 条第 1 項第 1 号の 10	デジタル			
第 2 条第 1 項第 1 号の 11	F3E 等			
第 2 条第 1 項第 1 号の 12	特定ラジオマイク			
第 2 条第 1 項第 1 号の 12 の 2	デジタル特定ラジオマイク			
第 2 条第 1 項第 1 号の 13	海上用 DSB			
第 2 条第 1 項第 1 号の 14	SSB			
第 2 条第 1 項第 1 号の 15	F3E 等			
第 2 条第 1 項第 2 号	無線標定			
第 2 条第 1 項第 2 号の 2	ラジオ・バイ			
第 2 条第 1 項第 3 号の 2	気象援助局			
第 2 条第 1 項第 4 号	パーソナル			
第 2 条第 1 項第 4 号の 2	簡易無線			
第 2 条第 1 項第 4 号の 3	小エリア簡易無線			
第 2 条第 1 項第 4 号の 4	無線操縦用簡易無線			
第 2 条第 1 項第 4 号の 5	簡易無線(デジタル方式)			
第 2 条第 1 項第 4 号の 6	簡易無線(デジタル方式,キャリアセンス機能あり)			
第 2 条第 1 項第 4 号の 7	950MHz 帯簡易無線局(移動体識別用)			
第 2 条第 1 項第 5 号	50GHz 帯 CR(簡易無線)			
第 2 条第 1 項第 6 号	構内無線			
第 2 条第 1 項第 6 号の 2	950MHz 帯構内無線(キャリアセンス機能あり)			
第 2 条第 1 項第 6 号の 3	2450MHz 帯構内無線(周波数ホッピング方式)			
第 2 条第 1 項第 10 号の 3	TDMA 方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 2	CDMA 方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 2 の 2	CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 5	W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 6	CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 2	W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 3	CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 10	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 2	W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 3	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第 2 条第 1 項第 11 号の 13	TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 14	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 16	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 18	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 20	SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 22	SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 24	OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 27	OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用基地局等			
第 2 条第 1 項第 11 号の 28	OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用基地局等			

1-2-3. 続き その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料		
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価料 (1 台あたり)	証明ラベル 費用 (1 枚あたり)
第 2 条第 1 項第 12 号	アマチュア無線	66,000	20,000	20
第 2 条第 1 項第 15 号	加入者系多方向用基地局			
第 2 条第 1 項第 15 号の 3	加入者系対向用移動局			
第 2 条第 1 項第 16 号	テレメーター用等の固定局			
第 2 条第 1 項第 17 号	非常警報用固定局			
第 2 条第 1 項第 18 号	22GHz 帯固定局			
第 2 条第 1 項第 19 号の 5	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局			
第 2 条第 1 項第 19 号の 6	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局 (0.2 マイクロワット以下)			
第 2 条第 1 項第 19 号の 7	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局			
第 2 条第 1 項第 19 号の 8	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)			
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)			
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)			
第 2 条第 1 項第 23 号	PHS 基地局			
第 2 条第 1 項第 23 号の 2	PHS 中継局			
第 2 条第 1 項第 23 号の 3	PHS 試験局等			
第 2 条第 1 項第 24 号	38GHz 帯固定局			
第 2 条第 1 項第 25 号	RZSSB			
第 2 条第 1 項第 25 号の 2	周波数自動選択 RZSSB			
第 2 条第 1 項第 25 号の 3	周波数追従 RZSSB			
第 2 条第 1 項第 25 号の 4	狭帯域デジタル			
第 2 条第 1 項第 25 号の 5	周波数自動選択狭帯域デジタル			
第 2 条第 1 項第 25 号の 6	周波数追従狭帯域デジタル			
第 2 条第 1 項第 26 号	車両感知用無線標定陸上局			
第 2 条第 1 項第 27 号	道路交通情報ビーコン			
第 2 条第 1 項第 28 号の 3	第 3 種レーダー			
第 2 条第 1 項第 29 号	第 4 種レーダー			
第 2 条第 1 項第 31 号の 2	60GHz 帯高速無線回線用基地局			
第 2 条第 1 項第 31 号の 4	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 33 号	狭域通信システム用基地局			
第 2 条第 1 項第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局			
第 2 条第 1 項第 40 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局			
第 2 条第 1 項第 41 号	18GHz 帯基地局等(周波数分割複信方式 又は時分割複信方式)			
第 2 条第 1 項第 42 号	18GHz 帯陸上移動局(4 相位相変調方式)			
第 2 条第 1 項第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局			
第 2 条第 1 項第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用固定局			
第 2 条第 1 項第 45 号	18GHz 帯公共業務用固定局			
第 2 条第 1 項第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用固定局			
第 2 条第 1 項第 49 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (WiMAX 用)			
第 2 条第 1 項第 50 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD-W 用)			
第 2 条第 1 項第 53 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (次世代 PHS 用)			
第 2 条第 1 項第 55 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD 625k 用)			
第 2 条第 1 項第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター			
第 2 条第 1 項第 57 号の 2	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター (CATV 網等接続型)			
第 2 条第 1 項第 58 号	簡易型船舶自動識別装置			
第 2 条第 1 項第 59 号	簡易型国際 VHF(25W 以下)			
第 2 条第 1 項第 60 号	簡易型国際 VHF(5W 以下)			

2. 特定無線設備の工事設計についての認証手数料

2-1. 新規申込(その1)

2-1-1. 免許不要局(法第38条の2第1項第1号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称		証明手数料	
			一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項第3号	市民ラジオ		470,000	280,000
第2条第1項第7号	コードレス電話 (注2)	(親機)	470,000	280,000
		(子機)		
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注1)	13GHz未滿	470,000	280,000
		13GHz以上	730,000	280,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		470,000	280,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		470,000	280,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		470,000	280,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,400~2,483.5MHz)		470,000	280,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,471~2,497MHz)		470,000	280,000
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		470,000	280,000
第2条第1項第19号の3の2	5GHz帯屋外型小電力データ通信システム		470,000	280,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		560,000	280,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		470,000	280,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話 (注2)	(親機)	560,000	280,000
		(子機)		
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		560,000	280,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用陸上移動局		470,000	280,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		470,000	280,000
第2条第1項第47号	超広帯域(UWB)無線システム		560,000	280,000
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム		560,000	280,000

注1: 13GHz以上:『移動体検知センサー』、『ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送』、『ミリ波レーダー』が該当します。その他の設備は、13GHz未滿の無線設備となります。

注2: 『コードレス電話』又は『デジタルコードレス電話』の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

2-1-2. 包括免許局(法第 38 条の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(陸上移動局)	470,000	280,000
第 2 条第 1 項第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局	730,000	280,000
第 2 条第 1 項第 9 号の 2	Ka 帯 VSAT 地球局	730,000	280,000
第 2 条第 1 項第 10 号	TDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号	CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 3	W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 4	CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 7	W-CDMA (HSDPA) 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 8	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 8 の 2	CDMA2000 (EV-DO マルチキャリア) 移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 11	TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 12	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 15	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS) 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 17	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k) 携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 19	SC-FDMA (FDD 方式) (LTE-FDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 21	SC-FDMA (TDD 方式) (LTE-TDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 23	OFDMA (FDD 方式) (UMB-FDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 25	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 26	OFDMA (TDD 方式) (UMB-TDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 14 号	携帯移動衛星データ通信地球局(対地静止)(オムニトラックス)	730,000	280,000
第 2 条第 1 項第 14 号の 2	携帯移動衛星データ通信地球局(非静止)(オーブコム)	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 15 号の 2	加入者系多方向用移動局	730,000	280,000
第 2 条第 1 項第 19 号の 9	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局	470,000	280,000
第 2 条第 1 項第 19 号の 10	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2 マイクロワット以下)	470,000	280,000
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)	470,000	280,000
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)	470,000	280,000
第 2 条第 1 項第 28 号	携帯移動衛星通信地球局(対地静止)(N-STAR)	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2	携帯移動衛星通信地球局(非静止)(イリジウム)	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 30 号	インマルサット携帯移動地球局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 30 号の 2	ESV 携帯移動地球局	730,000	280,000
第 2 条第 1 項第 31 号	ルーラル加入者無線	470,000	280,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 3	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	730,000	280,000
第 2 条第 1 項第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)	470,000	280,000
第 2 条第 1 項第 46 号	航空移動衛星通信システム	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 51 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局 (WiMAX 用)	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 52 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局 (MBTDD-W 用)	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 54 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局 (次世代 PHS 用)	560,000	280,000
第 2 条第 1 項第 56 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局 (MBTDD 625k 用)	560,000	280,000

2-1-3. その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(指令局)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 9	SSB	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 10	デジタル	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 11	F3E 等	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 12	特定ラジオマイク	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 12 の 2	デジタル特定ラジオマイク	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 13	海上用 DSB	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 14	SSB	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 15	F3E 等	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 2 号	無線標定	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 2 号の 2	ラジオ・バイ	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 3 号の 2	気象援助局	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 4 号	パーソナル	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 2	簡易無線	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 3	小エリア簡易無線	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 4	無線操縦用簡易無線	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 5	簡易無線(デジタル方式)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 6	簡易無線(デジタル方式,キャリアセンス機能あり)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 7	950MHz 帯簡易無線局(移動体識別用)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 5 号	50GHz 帯 CR(簡易無線)	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 6 号	構内無線	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 2	950MHz 帯構内無線(キャリアセンス機能あり)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 3	2450MHz 帯構内無線(周波数ホッピング方式)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 10 号の 3	TDMA 方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 2	CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 2 の 2	CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 5	W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6	CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 2	W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 3	CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 10	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 2	W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 3	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 13	TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 14	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 16	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 18	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 20	SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 22	SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 24	OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 27	OFDMA(モバイル WIMAX)方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 28	OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用基地局等	590,000	280,000

2-1-3. 続き その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 12 号	アマチュア無線	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 15 号	加入者系多方向用基地局	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 15 号の 3	加入者系対向用移動局	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 16 号	テレメーター用等の固定局	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 17 号	非常警報用固定局	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 18 号	22GHz 帯固定局	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 19 号の 5	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 19 号の 6	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局 (0.2 マイクロワット以下)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 19 号の 7	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 19 号の 8	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 23 号	PHS 基地局	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 23 号の 2	PHS 中継局	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 23 号の 3	PHS 試験局等	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 24 号	38GHz 帯固定局	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 25 号	RZSSB	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 2	周波数自動選択 RZSSB	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 3	周波数追従 RZSSB	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 4	狭帯域デジタル	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 5	周波数自動選択狭帯域デジタル	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 6	周波数追従狭帯域デジタル	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 26 号	車両感知用無線標定陸上局	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 27 号	道路交通情報ビーコン	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 3	第 3 種レーダー	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 29 号	第 4 種レーダー	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 2	60GHz 帯高速無線回線用基地局	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 4	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 33 号	狭域通信システム用基地局	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 40 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 41 号	18GHz 帯基地局等(周波数分割複信方式 又は時分割複信方式)	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 42 号	18GHz 帯陸上移動局(4 相位相変調方式)	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用固定局	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 45 号	18GHz 帯公共業務用固定局	760,000	280,000
第 2 条第 1 項第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用固定局	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 49 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (WiMAX 用)	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 50 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD-W 用)	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 53 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (次世代 PHS 用)	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 55 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD 625k 用)	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 57 号の 2	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター (CATV 網等接続型)	590,000	280,000
第 2 条第 1 項第 58 号	簡易型船舶自動識別装置	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 59 号	簡易型国際 VHF(25W 以下)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項第 60 号	簡易型国際 VHF(5W 以下)	500,000	280,000

2-2. 新規申込(その2)

2-2-1. 免許不要局(法第38条の2第1項第1号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称	証明手数料	
		既認証の無線設備を再申込する場合であって、製造者名の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去又は変更が伴う場合
第2条第1項第3号	市民ラジオ		
第2条第1項第7号	コードレス電話 (注2)	(親機)	120,000
		(子機)	
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注1)	13GHz未満	140,000
		13GHz以上	
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,400~2,483.5MHz)		
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,471~2,497MHz)		
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の3の2	5GHz帯屋外型小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話 (注2)	(親機)	120,000
		(子機)	
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		
第2条第1項第32号	狭域通信システム用陸上移動局		
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		
第2条第1項第47号	超広帯域(UWB)無線システム		
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム		

注1: 13GHz以上:『移動体検知センサー』、『ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送』、『ミリ波レーダー』が該当します。
 その他の設備は、13GHz未満の無線設備となります。

注2: 『コードレス電話』又は『デジタルコードレス電話』の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

2-2-2. 包括免許局(法第 38 条の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料	
		既認証の無線設備を再申込する場合であって、製造者名の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去又は変更が伴う場合
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(陸上移動局)		
第 2 条第 1 項第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局		
第 2 条第 1 項第 9 号の 2	Ka 帯 VSAT 地球局		
第 2 条第 1 項第 10 号	TDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号	CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 3	W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 4	CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 8	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 8 の 2	CDMA2000(EV-DO マルチキャリア)移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 11	TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 12	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 15	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 17	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 19	SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 21	SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 23	OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 25	OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 26	OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 14 号	携帯移動衛星データ通信用地球局(対地静止)(オムニトラックス)	120,000	140,000
第 2 条第 1 項第 14 号の 2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止)(オーブコム)		
第 2 条第 1 項第 15 号の 2	加入者系多方向用移動局		
第 2 条第 1 項第 19 号の 9	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 19 号の 10	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2 マイクロワット以下)		
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)		
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)		
第 2 条第 1 項第 28 号	携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)(N-STAR)		
第 2 条第 1 項第 28 号の 2	携帯移動衛星通信用地球局(非静止)(イリジウム)		
第 2 条第 1 項第 30 号	インマルサット携帯移動地球局		
第 2 条第 1 項第 30 号の 2	ESV 携帯移動地球局		
第 2 条第 1 項第 31 号	ルーラル加入者無線		
第 2 条第 1 項第 31 号の 3	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)		
第 2 条第 1 項第 46 号	航空移動衛星通信システム		
第 2 条第 1 項第 51 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局(WiMAX 用)		
第 2 条第 1 項第 52 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局(MBTDD-W 用)		
第 2 条第 1 項第 54 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局(次世代 PHS 用)		
第 2 条第 1 項第 56 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局(MBTDD 625k 用)		

2-2-3. その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料	
		既認証の無線設備を再申込する場合であって、製造者名の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去又は変更が伴う場合
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(指令局)	120,000	140,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 9	SSB		
第 2 条第 1 項第 1 号の 10	デジタル		
第 2 条第 1 項第 1 号の 11	F3E 等		
第 2 条第 1 項第 1 号の 12	特定ラジオマイク		
第 2 条第 1 項第 1 号の 12 の 2	デジタル特定ラジオマイク		
第 2 条第 1 項第 1 号の 13	海上用 DSB		
第 2 条第 1 項第 1 号の 14	SSB		
第 2 条第 1 項第 1 号の 15	F3E 等		
第 2 条第 1 項第 2 号	無線標定		
第 2 条第 1 項第 2 号の 2	ラジオ・バイ		
第 2 条第 1 項第 3 号の 2	気象援助局		
第 2 条第 1 項第 4 号	パーソナル		
第 2 条第 1 項第 4 号の 2	簡易無線		
第 2 条第 1 項第 4 号の 3	小エリア簡易無線		
第 2 条第 1 項第 4 号の 4	無線操縦用簡易無線		
第 2 条第 1 項第 4 号の 5	簡易無線(デジタル方式)		
第 2 条第 1 項第 4 号の 6	簡易無線(デジタル方式,キャリアセンス機能あり)		
第 2 条第 1 項第 4 号の 7	950MHz 帯簡易無線局(移動体識別用)		
第 2 条第 1 項第 5 号	50GHz 帯 CR(簡易無線)		
第 2 条第 1 項第 6 号	構内無線		
第 2 条第 1 項第 6 号の 2	950MHz 帯構内無線(キャリアセンス機能あり)		
第 2 条第 1 項第 6 号の 3	2450MHz 帯構内無線(周波数ホッピング方式)		
第 2 条第 1 項第 10 号の 3	TDMA 方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 2	CDMA 方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 2 の 2	CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 5	W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 6	CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 2	W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 3	CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 10	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 2	W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 3	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第 2 条第 1 項第 11 号の 13	TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 14	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 16	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 18	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 20	SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 22	SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 24	OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 27	OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用基地局等		
第 2 条第 1 項第 11 号の 28	OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用基地局等		

2-2-3. 続き その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料	
		既認証の無線設備を再申込する場合であって、製造者名の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、撤去又は変更が伴う場合
第 2 条第 1 項第 12 号	アマチュア無線		
第 2 条第 1 項第 15 号	加入者系多方向用基地局		
第 2 条第 1 項第 15 号の 3	加入者系対向用移動局		
第 2 条第 1 項第 16 号	テレメーター用等の固定局		
第 2 条第 1 項第 17 号	非常警報用固定局		
第 2 条第 1 項第 18 号	22GHz 帯固定局		
第 2 条第 1 項第 19 号の 5	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局		
第 2 条第 1 項第 19 号の 6	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局 (0.2 マイクロワット以下)		
第 2 条第 1 項第 19 号の 7	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局		
第 2 条第 1 項第 19 号の 8	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)		
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)		
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)		
第 2 条第 1 項第 23 号	PHS 基地局		
第 2 条第 1 項第 23 号の 2	PHS 中継局		
第 2 条第 1 項第 23 号の 3	PHS 試験局等		
第 2 条第 1 項第 24 号	38GHz 帯固定局		
第 2 条第 1 項第 25 号	RZSSB		
第 2 条第 1 項第 25 号の 2	周波数自動選択 RZSSB		
第 2 条第 1 項第 25 号の 3	周波数追従 RZSSB		
第 2 条第 1 項第 25 号の 4	狭帯域デジタル		
第 2 条第 1 項第 25 号の 5	周波数自動選択狭帯域デジタル		
第 2 条第 1 項第 25 号の 6	周波数追従狭帯域デジタル		
第 2 条第 1 項第 26 号	車両感知用無線標定陸上局		
第 2 条第 1 項第 27 号	道路交通情報ビーコン		
第 2 条第 1 項第 28 号の 3	第 3 種レーダー	120,000	140,000
第 2 条第 1 項第 29 号	第 4 種レーダー		
第 2 条第 1 項第 31 号の 2	60GHz 帯高速無線回線用基地局		
第 2 条第 1 項第 31 号の 4	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 33 号	狭域通信システム用基地局		
第 2 条第 1 項第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		
第 2 条第 1 項第 40 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局		
第 2 条第 1 項第 41 号	18GHz 帯基地局等(周波数分割複信方式 又は時分割複信方式)		
第 2 条第 1 項第 42 号	18GHz 帯陸上移動局(4 相位相変調方式)		
第 2 条第 1 項第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局		
第 2 条第 1 項第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用固定局		
第 2 条第 1 項第 45 号	18GHz 帯公共業務用固定局		
第 2 条第 1 項第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用固定局		
第 2 条第 1 項第 49 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (WiMAX 用)		
第 2 条第 1 項第 50 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD-W 用)		
第 2 条第 1 項第 53 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (次世代 PHS 用)		
第 2 条第 1 項第 55 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD 625k 用)		
第 2 条第 1 項第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター		
第 2 条第 1 項第 57 号の 2	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター (CATV 網等接続型)		
第 2 条第 1 項第 58 号	簡易型船舶自動識別装置		
第 2 条第 1 項第 59 号	簡易型国際 VHF (25W 以下)		
第 2 条第 1 項第 60 号	簡易型国際 VHF (5W 以下)		

2-3. 変更の工事(別表第4号の第2項の変更の工事に係る事項)

2-3-1. 免許不要局(法第38条の2第1項第1号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称		証明手数料	
			一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項第3号	市民ラジオ		390,000	200,000
第2条第1項第7号	コードレス電話 (注2)	(親機)	390,000	200,000
		(子機)		
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注1)	13GHz未滿	390,000	200,000
		13GHz以上	650,000	200,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		390,000	200,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		390,000	200,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		390,000	200,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,400~2,483.5MHz)		390,000	200,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,471~2,497MHz)		390,000	200,000
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		390,000	200,000
第2条第1項第19号の3の2	5GHz帯屋外型小電力データ通信システム		390,000	200,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		650,000	200,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		390,000	200,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話 (注2)	(親機)	480,000	200,000
		(子機)		
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		480,000	200,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用陸上移動局		390,000	200,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		390,000	200,000
第2条第1項第47号	超広帯域(UWB)無線システム		480,000	200,000
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム		480,000	200,000

注1: 13GHz以上:『移動体検知センサー』、『ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送』、『ミリ波レーダー』が該当します。その他の設備は、13GHz未滿の無線設備となります。

注2: 『コードレス電話』又は『デジタルコードレス電話』の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

2-3-2. 包括免許局(法第 38 条の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(陸上移動局)	390,000	200,000
第 2 条第 1 項第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局	650,000	200,000
第 2 条第 1 項第 9 号の 2	Ka 帯 VSAT 地球局	650,000	200,000
第 2 条第 1 項第 10 号	TDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号	CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 3	W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 4	CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 7	W-CDMA (HSDPA) 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 8	CDMA2000 (1xEV-DO) 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 8 の 2	CDMA2000 (EV-DO マルチキャリア) 移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 11	TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 12	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 15	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS) 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 17	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k) 携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 19	SC-FDMA (FDD 方式) (LTE-FDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 21	SC-FDMA (TDD 方式) (LTE-TDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 23	OFDMA (FDD 方式) (UMB-FDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 25	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 26	OFDMA (TDD 方式) (UMB-TDD) 方式携帯無線通信用陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 14 号	携帯移動衛星データ通信地球局(対地静止)(オムニトラックス)	650,000	200,000
第 2 条第 1 項第 14 号の 2	携帯移動衛星データ通信地球局(非静止)(オーブコム)	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 15 号の 2	加入者系多方向用移動局	650,000	200,000
第 2 条第 1 項第 19 号の 9	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局	390,000	200,000
第 2 条第 1 項第 19 号の 10	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2 マイクロワット以下)	390,000	200,000
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)	390,000	200,000
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)	390,000	200,000
第 2 条第 1 項第 28 号	携帯移動衛星通信地球局(対地静止)(N-STAR)	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2	携帯移動衛星通信地球局(非静止)(イリジウム)	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 30 号	インマルサット携帯移動地球局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 30 号の 2	ESV 携帯移動地球局	650,000	200,000
第 2 条第 1 項第 31 号	ルーラル加入者無線	390,000	200,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 3	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	650,000	200,000
第 2 条第 1 項第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)	390,000	200,000
第 2 条第 1 項第 46 号	航空移動衛星通信システム	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 51 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局 (WiMAX 用)	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 52 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局 (MBTDD-W 用)	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 54 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局 (次世代 PHS 用)	480,000	200,000
第 2 条第 1 項第 56 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局 (MBTDD 625k 用)	480,000	200,000

2-3-3. その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(指令局)	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 9	SSB	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 10	デジタル	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 11	F3E 等	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 12	特定ラジオマイク	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 12 の 2	デジタル特定ラジオマイク	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 13	海上用 DSB	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 14	SSB	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 15	F3E 等	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 2 号	無線標定	680,000	200,000
第 2 条第 1 項第 2 号の 2	ラジオ・バイ	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 3 号の 2	気象援助局	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 4 号	パーソナル	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 2	簡易無線	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 3	小エリア簡易無線	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 4	無線操縦用簡易無線	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 5	簡易無線(デジタル方式)	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 6	簡易無線(デジタル方式,キャリアセンス機能あり)	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 7	950MHz 帯簡易無線局(移動体識別用)	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 5 号	50GHz 帯 CR(簡易無線)	680,000	200,000
第 2 条第 1 項第 6 号	構内無線	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 2	950MHz 帯構内無線(キャリアセンス機能あり)	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 3	2450MHz 帯構内無線(周波数ホッピング方式)	420,000	200,000
第 2 条第 1 項第 10 号の 3	TDMA 方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 2	CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 2 の 2	CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 5	W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6	CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 2	W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 3	CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 10	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 2	W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 3	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 13	TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 14	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 16	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 18	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 20	SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 22	SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 24	OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 27	OFDMA(モバイル WIMAX)方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 28	OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用基地局等	510,000	200,000

2-3-3. 続き その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称	証明手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項第12号	アマチュア無線	510,000	200,000
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局	680,000	200,000
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局	680,000	200,000
第2条第1項第16号	テレメーター用等の固定局	420,000	200,000
第2条第1項第17号	非常警報用固定局	420,000	200,000
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局	680,000	200,000
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム基地局	420,000	200,000
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム基地局 (0.2マイクロワット以下)	420,000	200,000
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム陸上移動中継局	420,000	200,000
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム陸上移動中継局 (0.2マイクロワット以下)	420,000	200,000
第2条第1項第20号	1500MHz帯デジタルMCA(デジタル指令局)	420,000	200,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA(デジタル指令局)	420,000	200,000
第2条第1項第23号	PHS基地局	510,000	200,000
第2条第1項第23号の2	PHS中継局	510,000	200,000
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等	510,000	200,000
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局	680,000	200,000
第2条第1項第25号	RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択 RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項第25号の3	周波数追従 RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル	420,000	200,000
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	420,000	200,000
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	420,000	200,000
第2条第1項第26号	車両感知用無線標準陸上局	680,000	200,000
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン	420,000	200,000
第2条第1項第28号の3	第3種レーダー	420,000	200,000
第2条第1項第29号	第4種レーダー	420,000	200,000
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	680,000	200,000
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	680,000	200,000
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局	420,000	200,000
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	420,000	200,000
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局	420,000	200,000
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局等(周波数分割複信方式 又は時分割複信方式)	680,000	200,000
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調方式)	680,000	200,000
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	680,000	200,000
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	680,000	200,000
第2条第1項第45号	18GHz帯公共業務用固定局	680,000	200,000
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	510,000	200,000
第2条第1項第49号	2.5GHz帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等(WiMAX用)	510,000	200,000
第2条第1項第50号	2.5GHz帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等(MBTDD-W用)	510,000	200,000
第2条第1項第53号	2.5GHz帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等(次世代PHS用)	510,000	200,000
第2条第1項第55号	2.5GHz帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等(MBTDD 625k用)	510,000	200,000
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター	510,000	200,000
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター (CATV網等接続型)	510,000	200,000
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	420,000	200,000
第2条第1項第59号	簡易型国際VHF(25W以下)	420,000	200,000
第2条第1項第60号	簡易型国際VHF(5W以下)	420,000	200,000

2-4. 軽微な変更の工事(別表第4号第1項の軽微な変更の工事に係る事項)

2-4-1. 免許不要局(法第38条の2第1項第1号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称	認証手数料	
第2条第1項第3号	市民ラジオ	80,000	
第2条第1項第7号	コードレス電話 (注2)		(親機)
			(子機)
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注1)		13GHz未満
			13GHz以上
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,400~2,483.5MHz)		
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,471~2,497MHz)		
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の3の2	5GHz帯屋外型小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話 (注2)		(親機)
			(子機)
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		
第2条第1項第32号	狭域通信システム用陸上移動局		
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		
第2条第1項第47号	超広帯域(UWB)無線システム		
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム		

注1: 13GHz以上:『移動体検知センサー』、『ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送』、『ミリ波レーダー』が該当します。その他の設備は、13GHz未満の無線設備となります。

注2: 『コードレス電話』又は『デジタルコードレス電話』の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

2-4-2. 包括免許局(法第 38 条の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(陸上移動局)	80,000
第 2 条第 1 項第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局	
第 2 条第 1 項第 9 号の 2	Ka 帯 VSAT 地球局	
第 2 条第 1 項第 10 号	TDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号	CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 3	W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 4	CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 8	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 8 の 2	CDMA2000(EV-DO マルチキャリア)移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 11	TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 12	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 15	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 17	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 19	SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 21	SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 23	OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 25	OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 26	OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 14 号	携帯移動衛星データ通信用地球局(対地静止)(オムニトラックス)	
第 2 条第 1 項第 14 号の 2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止)(オーブコム)	
第 2 条第 1 項第 15 号の 2	加入者系多方向用移動局	
第 2 条第 1 項第 19 号の 9	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 19 号の 10	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2 マイクロワット以下)	
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)	
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)	
第 2 条第 1 項第 28 号	携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)(N-STAR)	
第 2 条第 1 項第 28 号の 2	携帯移動衛星通信用地球局(非静止)(イリジウム)	
第 2 条第 1 項第 30 号	インマルサット携帯移動地球局	
第 2 条第 1 項第 30 号の 2	ESV 携帯移動地球局	
第 2 条第 1 項第 31 号	ルーラル加入者無線	
第 2 条第 1 項第 31 号の 3	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)	
第 2 条第 1 項第 46 号	航空移動衛星通信システム	
第 2 条第 1 項第 51 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局(WiMAX 用)	
第 2 条第 1 項第 52 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局(MBTDD-W 用)	
第 2 条第 1 項第 54 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局(次世代 PHS 用)	
第 2 条第 1 項第 56 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用陸上移動局(MBTDD 625k 用)	

2-4-3. その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料
第 2 条第 1 項第 1 号の 4	MCA(指令局)	80,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 9	SSB	
第 2 条第 1 項第 1 号の 10	デジタル	
第 2 条第 1 項第 1 号の 11	F3E 等	
第 2 条第 1 項第 1 号の 12	特定ラジオマイク	
第 2 条第 1 項第 1 号の 12 の 2	デジタル特定ラジオマイク	
第 2 条第 1 項第 1 号の 13	海上用 DSB	
第 2 条第 1 項第 1 号の 14	SSB	
第 2 条第 1 項第 1 号の 15	F3E 等	
第 2 条第 1 項第 2 号	無線標定	
第 2 条第 1 項第 2 号の 2	ラジオ・パイ	
第 2 条第 1 項第 3 号の 2	気象援助局	
第 2 条第 1 項第 4 号	パーソナル	
第 2 条第 1 項第 4 号の 2	簡易無線	
第 2 条第 1 項第 4 号の 3	小エリア簡易無線	
第 2 条第 1 項第 4 号の 4	無線操縦用簡易無線	
第 2 条第 1 項第 4 号の 5	簡易無線(デジタル方式)	
第 2 条第 1 項第 4 号の 6	簡易無線(デジタル方式,キャリアセンス機能あり)	
第 2 条第 1 項第 4 号の 7	950MHz 帯簡易無線局(移動体識別用)	
第 2 条第 1 項第 5 号	50GHz 帯 CR(簡易無線)	
第 2 条第 1 項第 6 号	構内無線	
第 2 条第 1 項第 6 号の 2	950MHz 帯構内無線(キャリアセンス機能あり)	
第 2 条第 1 項第 6 号の 3	2450MHz 帯構内無線(周波数ホッピング方式)	
第 2 条第 1 項第 10 号の 3	TDMA 方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 2	CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 2 の 2	CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 5	W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 6	CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 2	W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 3	CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 10	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 2	W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 3	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	
第 2 条第 1 項第 11 号の 13	TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 14	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 16	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 18	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 20	SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 22	SC-FDMA(TDD 方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 24	OFDMA(FDD 方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 27	OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用基地局等	
第 2 条第 1 項第 11 号の 28	OFDMA(TDD 方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用基地局等	

2-4-3. 続き その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料
第 2 条第 1 項第 12 号	アマチュア無線	80,000
第 2 条第 1 項第 15 号	加入者系多方向用基地局	
第 2 条第 1 項第 15 号の 3	加入者系対向用移動局	
第 2 条第 1 項第 16 号	テレメーター用等の固定局	
第 2 条第 1 項第 17 号	非常警報用固定局	
第 2 条第 1 項第 18 号	22GHz 帯固定局	
第 2 条第 1 項第 19 号の 5	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局	
第 2 条第 1 項第 19 号の 6	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局 (0.2 マイクロワット以下)	
第 2 条第 1 項第 19 号の 7	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局	
第 2 条第 1 項第 19 号の 8	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)	
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)	
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)	
第 2 条第 1 項第 23 号	PHS 基地局	
第 2 条第 1 項第 23 号の 2	PHS 中継局	
第 2 条第 1 項第 23 号の 3	PHS 試験局等	
第 2 条第 1 項第 24 号	38GHz 帯固定局	
第 2 条第 1 項第 25 号	RZSSB	
第 2 条第 1 項第 25 号の 2	周波数自動選択 RZSSB	
第 2 条第 1 項第 25 号の 3	周波数追従 RZSSB	
第 2 条第 1 項第 25 号の 4	狭帯域デジタル	
第 2 条第 1 項第 25 号の 5	周波数自動選択狭帯域デジタル	
第 2 条第 1 項第 25 号の 6	周波数追従狭帯域デジタル	
第 2 条第 1 項第 26 号	車両感知用無線標定陸上局	
第 2 条第 1 項第 27 号	道路交通情報ビーコン	
第 2 条第 1 項第 28 号の 3	第 3 種レーダー	
第 2 条第 1 項第 29 号	第 4 種レーダー	
第 2 条第 1 項第 31 号の 2	60GHz 帯高速無線回線用基地局	
第 2 条第 1 項第 31 号の 4	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 33 号	狭域通信システム用基地局	
第 2 条第 1 項第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	
第 2 条第 1 項第 40 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局	
第 2 条第 1 項第 41 号	18GHz 帯基地局等(周波数分割複信方式 又は時分割複信方式)	
第 2 条第 1 項第 42 号	18GHz 帯陸上移動局(4 相位相変調方式)	
第 2 条第 1 項第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	
第 2 条第 1 項第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用固定局	
第 2 条第 1 項第 45 号	18GHz 帯公共業務用固定局	
第 2 条第 1 項第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用固定局	
第 2 条第 1 項第 49 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (WiMAX 用)	
第 2 条第 1 項第 50 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD-W 用)	
第 2 条第 1 項第 53 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (次世代 PHS 用)	
第 2 条第 1 項第 55 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD 625k 用)	
第 2 条第 1 項第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター	
第 2 条第 1 項第 57 号の 2	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター (CATV 網等接続型)	
第 2 条第 1 項第 58 号	簡易型船舶自動識別装置	
第 2 条第 1 項第 59 号	簡易型国際 VHF(25W 以下)	
第 2 条第 1 項第 60 号	簡易型国際 VHF(5W 以下)	

2-5. その他の変更(工場変更及び追加、型式名称変更、製造者名等変更)

2-5-1. 免許不要局(法第38条の2第1項第1号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称		証明手数料			
			工事変更及び追加 (1件目)	工事変更及び追加(2件目以降1件あたり)	製造者名又は販売業者名変更	型式名称変更
第2条第1項第3号	市民ラジオ		33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項第7号	コードレス電話 (注2)	(親機) (子機)				
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注1)	13GHz未満 13GHz以上				
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ					
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,400~2,483.5MHz)					
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム (模型飛行機用 2,471~2,497MHz)					
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の3の2	5GHz帯屋外型小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム					
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局					
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話 (注2)	(親機) (子機)				
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局					
第2条第1項第32号	狭域通信システム用陸上移動局					
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局					
第2条第1項第47号	超広帯域(UWB)無線システム					
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム					

注1: 13GHz以上:『移動体検知センサー』、『ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送』、『ミリ波レーダー』が該当します。
 その他の設備は、13GHz未満の無線設備となります。

注2: 『コードレス電話』又は『デジタルコードレス電話』の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

2-5-2. 包括免許局(法第38条の2第1項第2号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称	証明手数料			
		工事変更及び追加 (1件目)	工事変更及び追加(2件目以降1件あたり)	製造者名又は販売業者名変更	型式名称変更
第2条第1項第1号の4	MCA(陸上移動局)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局				
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局				
第2条第1項第10号	TDMA方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号	CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)移動局				
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の15	TD-OFDMA方式(次世代PHS)携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の17	TD-FDMA方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の19	SC-FDMA(FDD方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の21	SC-FDMA(TDD方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の23	OFDMA(FDD方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の25	OFDMA(モバイルWiMAX)方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の26	OFDMA(TDD方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(対地静止)(オムニトラックス)				
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止)(オーブコム)				
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局				
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局				
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)				
第2条第1項第20号	1500MHz帯デジタルMCA(陸上移動局)				
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA(陸上移動局)				
第2条第1項第28号	携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)(N-STAR)				
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局(非静止)(イリジウム)				
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局				
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局				
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線				
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局				

2-5-2. 続き 包括免許局(法第 38 条の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料			
		工事変更及び追加 (1 件目)	工事変更及び追加(2 件目以降 1 件あたり)	製造者名又は販売業者名変更	型式名称変更
第 2 条第 1 項第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)	33,000	6,000	26,000	20,000
第 2 条第 1 項第 46 号	航空移動衛星通信システム				
第 2 条第 1 項第 51 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (WiMAX 用)				
第 2 条第 1 項第 52 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (MBTDD-W 用)				
第 2 条第 1 項第 54 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (次世代 PHS 用)				
第 2 条第 1 項第 56 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 陸上移動局 (MBTDD 625k 用)				

2-5-3. その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料			
		工事変更及び追加 (1件目)	工事変更及び追加(2件 目以降1件あたり)	製造者名又は販売業者 名変更	型式名称変更
第2条第1項第1号の4	MCA(指令局)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項第1号の9	SSB				
第2条第1項第1号の10	デジタル				
第2条第1項第1号の11	F3E等				
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク				
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク				
第2条第1項第1号の13	海上用DSB				
第2条第1項第1号の14	SSB				
第2条第1項第1号の15	F3E等				
第2条第1項第2号	無線標定				
第2条第1項第2号の2	ラジオ・パイ				
第2条第1項第3号の2	気象援助局				
第2条第1項第4号	パーソナル				
第2条第1項第4号の2	簡易無線				
第2条第1項第4号の3	小エリア簡易無線				
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線				
第2条第1項第4号の5	簡易無線(デジタル方式)				
第2条第1項第4号の6	簡易無線(デジタル方式,キャリアセンス機能あり)				
第2条第1項第4号の7	950MHz帯簡易無線局(移動体識別用)				
第2条第1項第5号	50GHz帯CR(簡易無線)				
第2条第1項第6号	構内無線				
第2条第1項第6号の2	950MHz帯構内無線(キャリアセンス機能あり)				
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)				
第2条第1項第10号の3	TDMA方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の2	CDMA方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の2の2	CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の16	TD-OFDMA方式(次世代PHS)携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の18	TD-FDMA方式(MBTDD 625k)携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の20	SC-FDMA(FDD方式)(LTE-FDD)方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の22	SC-FDMA(TDD方式)(LTE-TDD)方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の24	OFDMA(FDD方式)(UMB-FDD)方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の27	OFDMA(モバイルWiMAX)方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の28	OFDMA(TDD方式)(UMB-TDD)方式携帯無線通信用基地局等				

2-5-3. 続き その他の無線局(法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備

(単位:円)

種 別	略 称	証明手数料			
		工事変更及び追加 (1 件目)	工事変更及び追加(2 件 目以降 1 件あ たり)	製造者名又は 販売業者 名変更	型式名称変 更
第 2 条第 1 項第 12 号	アマチュア無線				
第 2 条第 1 項第 15 号	加入者系多方向用基地局				
第 2 条第 1 項第 15 号の 3	加入者系対向用移動局				
第 2 条第 1 項第 16 号	テレメーター用等の固定局				
第 2 条第 1 項第 17 号	非常警報用固定局				
第 2 条第 1 項第 18 号	22GHz 帯固定局				
第 2 条第 1 項第 19 号の 5	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局				
第 2 条第 1 項第 19 号の 6	5GHz 帯無線アクセスシステム基地局 (0.2 マイクロワット以下)				
第 2 条第 1 項第 19 号の 7	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局				
第 2 条第 1 項第 19 号の 8	5GHz 帯無線アクセスシステム陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)				
第 2 条第 1 項第 20 号	1500MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)				
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)				
第 2 条第 1 項第 23 号	PHS 基地局				
第 2 条第 1 項第 23 号の 2	PHS 中継局				
第 2 条第 1 項第 23 号の 3	PHS 試験局等				
第 2 条第 1 項第 24 号	38GHz 帯固定局				
第 2 条第 1 項第 25 号	RZSSB				
第 2 条第 1 項第 25 号の 2	周波数自動選択 RZSSB				
第 2 条第 1 項第 25 号の 3	周波数追従 RZSSB				
第 2 条第 1 項第 25 号の 4	狭帯域デジタル				
第 2 条第 1 項第 25 号の 5	周波数自動選択狭帯域デジタル				
第 2 条第 1 項第 25 号の 6	周波数追従狭帯域デジタル				
第 2 条第 1 項第 26 号	車両感知用無線標定陸上局				
第 2 条第 1 項第 27 号	道路交通情報ビーコン				
第 2 条第 1 項第 28 号の 3	第 3 種レーダー	33,000	6,000	26,000	20,000
第 2 条第 1 項第 29 号	第 4 種レーダー				
第 2 条第 1 項第 31 号の 2	60GHz 帯高速無線回線用基地局				
第 2 条第 1 項第 31 号の 4	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局				
第 2 条第 1 項第 33 号	狭域通信システム用基地局				
第 2 条第 1 項第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局				
第 2 条第 1 項第 40 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局				
第 2 条第 1 項第 41 号	18GHz 帯基地局等(周波数分割複信方式 又は時分割複信方式)				
第 2 条第 1 項第 42 号	18GHz 帯陸上移動局(4 相位相変調方式)				
第 2 条第 1 項第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局				
第 2 条第 1 項第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用固定局				
第 2 条第 1 項第 45 号	18GHz 帯公共業務用固定局				
第 2 条第 1 項第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用固定局				
第 2 条第 1 項第 49 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (WiMAX 用)				
第 2 条第 1 項第 50 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD-W 用)				
第 2 条第 1 項第 53 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (次世代 PHS 用)				
第 2 条第 1 項第 55 号	2.5GHz 帯広帯域無線アクセスシステム用 基地局等 (MBTDD 625k 用)				
第 2 条第 1 項第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター				
第 2 条第 1 項第 57 号の 2	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルター (CATV 網等接続型)				
第 2 条第 1 項第 58 号	簡易型船舶自動識別装置				
第 2 条第 1 項第 59 号	簡易型国際 VHF (25W 以下)				
第 2 条第 1 項第 60 号	簡易型国際 VHF (5W 以下)				

3. 証明、認証ラベルの料金

- (1) 特定無線設備の技術基準適合証明の場合は申込台数分の証明ラベルを購入していただきます。
証明ラベルは申込台数分を発行します。
証明ラベルの料金は技術基準適合証明手数料(申込設備を提出する場合)及び技術基準適合証明手数料(試験結果報告書を提出し、申込設備を提出しない場合)に記載されている証明ラベル費用となります。
- (2) 特定無線設備の工事設計についての認証の場合は、申込者において証明ラベルを作成することができます。申込時及び認証後、申込者の希望により別表第 15 号に定める様式の証明ラベル作成申込書を提出し、認証ラベルを購入することが出来ます。
認証ラベルの料金：
1 番号あたり 1 枚 21 円(消費税込み)
認証の場合の証明ラベルの最低申し込み枚数は 100 枚とし、100 枚単位とさせていただきます。

4. その他の料金

- (1) 証明書、認証書の再発行
別表第 16 号又は第 17 号に定める様式の再発行依頼書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。再発行手数料は、5,250 円(消費税込み)です。
尚、再発行された証明書、認証書には、再発行をした旨を記載させていただきます。
- (2) 試験データ、その他の公開可能な書類のコピー
申込時、又は証明、認証後、必要な書類のコピーを申し込みされた申込者に対し、コピーをいたします。
コピー代金は、一枚あたり 105 円(消費税込み)です。
書類の種類により、ご要望にお応えできないことがありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明、及び特定無線設備の工事設計についての認証の特性試験
(以下、『特性試験』といいます。)に係る追加料金
 - a) 電波暗室又はシールドルームを使用する必要がある場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - b) 振動試験及び温湿度試験などの環境試験を実施した場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - c) 比吸収率試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - d) 動的周波数選択機能(DFS)試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - e) 複数の変調方式、動作モードなどを持つ機器について、追加の特性試験を実施した場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
- (4) 特定無線設備の技術基準適合証明、及び特定無線設備の工事設計についての認証
(以下、『認証』といいます。)に係る手数料の減額等
 - a) 2 以上の複合無線設備に係る申込を同時に行う場合は、手数料の最も高額なものの額に、その他の無線設備の手数料額の半額を加算した額を請求いたします。
 - b) 過去 1 年以内に類似した証明規則第 17 条に係る工事設計についての認証申込を行い認証を受けた実績、又は同時に類似した証明規則第 17 条に係る工事設計についての認証申込が複数あり、前述の手数料が合理的でないと弊社が判断する場合は、個別に手数料を設定します。
 - c) 前年 1 月より 12 月までの申込件数実績により、当年 1 月から 12 月までの手数料を弊社が別に定める基準で減額します。
 - d) 平成 16 年 1 月 26 日以前に、特定無線設備の認定点検事業者である者及び弊社が適当と認める事業者からの試験結果報告書が申込書に添付されている場合は、手数料を弊社が別に定める基準で減額します。
 - e) 前述の他、弊社が適当と認める場合に手数料の減額を行うことがあります。

5. 手数料のお支払方法

申込書を受理後、弊社より請求書を発行いたします。請求書を受け取られましたら速やかに、弊社指定銀行口座にお振込みください。また、追加料金が発生した場合には、発生後直ぐに請求書を発行いたします。請求書を受け取られましたら同様にお振込みください。振込みが確認できない場合、審査が出来ないことがあります。

別表第15号

証 明 ラ ベ ル 作 成 申 込 書

年 月 日

株式会社ザクタテクノロジーコーポレーション 殿

申込者 住 所
 会社名
 氏 名

工事設計の認証の申込をした下記1の特定無線設備について、下記2のとおり証明ラベルの作成を申し込みます。

記

1 特定無線設備の内容

(1) 特定無線設備の種別		申込時に申し込む場合は申込書、 認証後に申し込む場合は認証書の 記載事項を記入してください。
(2) 型式又は名称		
(3) 認証番号		
(4) 認証の年月日		

2 作成を申し込む証明ラベルの内訳

(1) 作成枚数		作成を希望する証明ラベルの様式を記入して ください。なお、様式4、8、10のラベルを希望 する場合は、端末機器の設計認証及び技術 的条件認定の番号を記入してください。
(2) 証明ラベルの様式		
(3) 設計認証番号		
(4) 技術的条件認定番号		

端末機器の設計認証及び技術的条件の番号を併記したラベルを作成できるのは、株式会社ザクタテクノロジーコーポレーションにて認証及び認定を受けた場合のみです。

3 担当者、証明ラベルの送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
ラベルの 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第16号

技術基準適合証明書再発行依頼書

年 月 日

株式会社ザクタテクノロジーコーポレーション 殿

申込者 住 所
 会社名
 氏 名

下記のとおり、特定無線設備の技術基準適合証明書の再発行を依頼します。

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種類	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
製造番号	
技術基準適合証明番号	
技術基準適合証明の年月日	

2 再発行を希望する理由

--

3 担当者、再発行認証書の送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
認証書の 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第17号

認証書再発行依頼書

年 月 日

株式会社ザクタテクノロジーコーポレーション 殿

申込者 住 所
 会社名
 氏 名

下記のとおり、特定無線設備の工事設計の認証書の再発行を依頼します。

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種類	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
認証番号	
認証の年月日	

2 再発行を希望する理由

--

3 担当者、再発行認証書の送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
認証書の 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	